

第2次みどりの風吹くまちビジョン(素案)に寄せられた意見と区の考え方について

1 意見の受付状況

(1) 意見募集期間

平成 30 年 12 月 11 日(火)から平成 31 年1月 18 日(金)まで

(2) 周知方法

ア ねりま区報(12月11日号)・区ホームページへの掲載、
区民情報ひろば、区民事務所(練馬を除く)、図書館、企画課での閲覧

イ 関係団体等への説明等

以下の関係団体に計画素案について、個別に説明等を行った。

<ul style="list-style-type: none">・ 区政改革推進会議・ 練馬区男女共同参画推進懇談会・ 練馬区男女共同参画センター運営委員会・ 練馬区商店街連合会・ 練馬産業連合会・ 練馬東法人会・ 練馬西法人会・ 東京商工会議所練馬支部・ 東映アニメーション株式会社・ 一般社団法人練馬アニメーション・ 練馬区農業委員会・ 練馬区農の学校運営協議会・ 東京あおば農業協同組合・ 町会・自治会(251 団体)・ 練馬文化団体協議会・ 練馬区スポーツ推進委員会・ 練馬区体育協会・ 練馬区レクリエーション協会・ 新日本スポーツ連盟練馬区連盟・ 民生児童委員協議会・ 練馬区重症心身障害児(者)を守る会	<ul style="list-style-type: none">・ 福祉作業所家族会(4 団体)・ 福祉園利用者家族会(6 団体)・ 練馬区障害福祉サービス事業者連絡会・ 練馬区ひとり親福祉連合会・ 老人クラブ連合会・ 地域包括支援センター運営協議会・ 地域密着型サービス運営委員会・ 練馬区介護サービス事業者連絡協議会・ 練馬区医師会・ 練馬区歯科医師会・ 練馬区薬剤師会・ ねりまエコ・アドバイザー・ 都市計画審議会・ 全日本不動産協会練馬支部・ 東京都宅地建物取引業協会・ 建築士事務所協会練馬支部・ 練馬区子ども・子育て会議・ 練馬区私立幼稚園協会・ 練馬区私立保育園協会・ 放課後子ども総合プラン運営委員会
---	---

ウ オープンハウスの開催

開催日	会場	来場者数
12/16(日)	早宮地域集会所	15名
12/18(火)	区民・産業プラザ(ココネリ)	33名
12/20(木)	石神井公園区民交流センター	40名
12/24(祝)	勤労福祉会館	32名
1/12(土)	関区民センター	27名
1/15(火)	光が丘区民センター	26名
計		173名

(3) 意見件数

396件 (83名・20団体)

2 寄せられた意見の内訳

項目	件数
第2次ビジョン全体に関すること	20
施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち	89
施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち	35
施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち	51
施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち	142
施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち	32
施策の柱6 区民とともに区政を進める	23
その他	4
合計	396

3 寄せられた意見に対する対応状況

対応区分	件数
意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	8
○ 素案に趣旨を掲載しているもの	110
素案に記載はないが他の施策・事業等で既に実施しているもの	85
事業実施等の際に検討するもの	79
趣旨を反映できないもの	93
- その他、上記以外のもの	21
合計	396

4 寄せられた意見と区の考え

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
第2次ビジョン全体に関すること				
1	-	一次と二次のビジョンの違いは何か。	第2次ビジョンは、ビジョン(平成27年3月策定)で示した施策の方向性を継承しつつ、新たな課題の解決に向けた先駆的な取組を追加したものです。また、区政改革計画(平成28年10月策定)を取り込み、施策の充実に係る取組を戦略計画に継承しています。	
2	-	第2次ビジョンとすでにある練馬区基本構想との関係はどうなるのか。	第2次ビジョンは、グランドデザイン構想に示す将来像の実現に向けた、区の新たな総合計画です。区政推進基本条例に基づく基本構想については、今後見直しが必要と考えております。	
3	-	新たな自治基本条例を区民とともに作るべき。	区は、区政推進基本条例に基づき、区民、区議会、執行機関が相互に連携・協力して区政を進め、区民の参加・参画と協働を推進することにより、豊かで自立した地域社会の実現を目指しています。新たな自治基本条例の制定は不要と考えております。	
4	-	「区を取りまく状況」を適格に分析し、「区が目指す方向」を明らかにして出された「6つの施策の柱はたいへん説得力があると感じた。これから様々な問題が出てくるかもしれないが区民が安心して心豊かに暮らせるよう頑張してほしい。	グランドデザイン構想の実現に向け、引き続き力を注いでまいります。	
5	-	更なる地方分権について、国の地方分権の議論に対して、地方自治の見地で、国の姿勢を区から批判を発するような提言が求められる。	多様化・複雑化する地方の課題は、地方の創意工夫で解決すべきものであり、国から地方への大幅な税源・権限移譲など、更なる地方分権の推進が不可欠と考えています。今後も様々な機会を捉えて発信していきます。	
6	-	「あれもこれも」取り組むのではなくとあるが、選択することを口実として住民の命と福祉が削られては困る。自治体の役目をここでも明記すべき。	区民の皆さまの理解と協力を得ながら、直面する課題を着実に解決することで区の責務を果たしていきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
7	-	住民の福祉の増進が自治体の基本的な仕事なので、明記すべき。	第2次ビジョンでは、基本理念の1つとして「区民サービスの向上」を掲げており、多様な選択ができる社会の実現を目指しています。こうした理念に基づき、住民の福祉の増進を図ってまいります。	
8	-	区民がいきいきと心豊かに暮らせるためにはそのための保障が必要。行政の支援と施策が必要。区の基本姿勢は、最大のミッション「住民福祉の向上」、それを保障する自治体の施策であることを基調に据えるべき。		
9	-	地方自治法は自治体の「住民の福祉の増進をはかること」が基本任務としてある。サービスの向上ではなく、区民の福祉の増進とすべき。		
10	-	住民はサービスを受取るだけ、とあるが、これは誤り。自治体のビジョンは住民自治の観点が必要。施策づくりの最大のミッションは「住民福祉の向上」でそれを保障するのは自治体の役割とく共通認識を出発点、基調にすえる必要がある。		
11	-	住民はサービスを受取るだけとあるが、自治体の姿勢として間違っている。最大のミッション「住民福祉の向上」とそれを保障する施策づくりを基調にすべき。自治体と住民は相互補完的な存在で、自治体の側から住民を敵対視するような表現は良くない。	ご指摘の記述は、戦後の頃の社会の有り様を表したものです。第2次ビジョンでは、基本理念の1つとして「区民協働による住民自治」を掲げています。「参加から協働へ」更なる深化を図り、区民や団体と区が協働しながら、地域が抱える様々な課題解決に立ち向かうことで、練馬ならではの住民自治を実現してまいります。	
12	-	住民はサービスを受取るだけとあるが表現を改めるべき。自治体の施策の出発点は憲法と地方自治法。自治体と住民は相互補完的な存在。サービスを受取るだけという認識は自治体の仕事の放棄と言わなければならない。		
13	-	「あれかこれか」を選択するのは誰か。方法や基準が大切。改革には情報公開と説明責任が必要。	区民の皆さまの理解と協力を得ながら、直面する課題を着実に解決することで区の責務を果たしていきます。また、区政情報は基本的にすべて公開しています。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
14	-	弱者・少数者への視点について、石神井に「男女共同参画センターえーる」があるが、この活動を拡張するとジェンダーの問題になる。LGBTに対する取り組みは難しいところですが、将来的には避けて通れません。また、練馬区内には外国籍の方も増えている。この方々に日本語を教える活動はあるようだが、子供たちの教育や医療や福祉、生活支援など、今後重要になってくると思う。地域社会のなかはどう受け入れてゆくか、考える必要がある。戦略計画07(障害者)や08(ひとり親・生活困窮者)の延長として、これらの問題を取り上げられないか。	区では、福祉の分野をはじめとした全ての分野で、LGBTや外国籍の方々が、地域社会で受け入れられるよう、さまざまな施策や啓発活動を行っています。 今後も、多様性や文化を尊重し、多くの方々が協働しながら活躍できるような取組を検討してまいります。	
15	-	ビジョン全体について、形容詞として意味の無い「みどりの…」が多すぎる。	練馬区の魅力は、みどりの豊かさと大都市の利便性が両立している点です。第2次ビジョンでは、みどりを守り育てる仕組みづくりを推進するほか、みどりを活かした様々な施策を展開しています。	
16	-	アクションプランの「戦略計画」の語は「実行計画」とすべき。平和なまちづくりには、戦略の語は不適、アクション＝行動です。「plan - do - see」を確実にまわすため、毎年のチェックシステムの構築が大事です。第1次プランの成果がわからない。	戦略という言葉は、「経営戦略」などとして一般的に使用される語句と考えております。事業の進捗状況については、毎年度、点検・検証しながら取組を進めており、その内容は区ホームページで公表しています。	
17	-	住民向けの資料に「戦略」という言葉を常態的に使用するのはよくない。また、子育てに関しては大人が戦略を立てても上手くないものであり、「戦略」という言葉はふさわしくない。		
人口				
18	-	人口減少止めている自治体は各地にあり、どう区民が暮らしやすく人口が増える自治体にしていくかの理念を基調にするべき。人口の分析と検証をすべき。	練馬区の人口は、転出者に比べて転入者が多い影響もあり、いまだ増加傾向にあります。しかし少子高齢化の進展により年齢構成は大きく変化していきます。高齢化率が上昇する一方、生産年齢人口が減少することを前提として、様々な施策を展開していく必要があると考えております。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
19	-	第1次ビジョンの人口推計についての検証がなされないまま、第2次ビジョンの推計があるのはおかしい。	人口推計は、出生率や移動率等、直近の人口動態の数値に強く影響を受けるため、区は定期的に見直しを行っています。オープンハウスで示した人口推計は、最新の数値を反映したものです。	
20	-	外国人の関与の仕方が国でも法律の議論でもされているが、区の方向性が見えない。	近年、練馬区においても外国人人口が増えています。入国管理法改正影響も見据え外国人施策のあり方について検討を進めていきます。	
施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち				
21	教育・保育サービス	保育園や幼稚園に通っていない児童が30% = 家庭での子育てを望む、としているが、そのうち、保育園に行きたくても待機児童が多いから行かせなかった、経済的な負担を考えると幼稚園にも行かせられなかった、とする家庭もあるはず。そうした分析もせず、選択肢の一つとして結論付けているのはおかしい。	区が実施した子育て世帯を対象とした幼児教育・保育の無償化による影響調査では、教育・保育事業を利用していない理由として、「子どもがまだ小さいため」、「利用したいが、教育・保育の事業に空きがない」、「子どもは自分で育てたい」という回答を頂いています。 子育ては誰が担うべきか、様々な考え方や価値観が存在しますが、最も尊重されるべきことは、それぞれの家庭の思いです。多様化する子育てのサービスのニーズに応える施策を展開することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現します。	
22	教育・保育サービス	将来は区の児童人口が減少と言っているが、政策が悪いから児童が減少しているのではないか。保育は本来サービスではなく児童福祉であるからこそ、自治体が本来は採算などに関係なく実施すべきものである。	子ども・子育てに関連する経費は、この10年間で倍増し、区予算全体の約3割を占めています。今後も多様な教育・保育サービスを選択できる環境づくりや、持続可能なサービスを提供に努めていきます。	
23	教育・保育サービス	幼児教育・保育の無償化について、練馬区の直接・間接経費が今後どの程度増加するのか予測数値を公表、区民の理解を得るべきである。	平成31年10月から実施される幼児教育無償化について、区独自に影響調査を実施し、回答率は約7割、3,000人を超える区民の皆様から回答を頂きました。現在、調査結果を区ホームページに掲載しています。 無償化による区財政への影響については、国の制度詳細を踏まえ、無償化全体に係る必要経費を算定し、公表していきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
24	教育・保育サービス	無償化により当面は保育需要の増加が見込まれています。とあるが、第1次ビジョンでは練馬では人口は増えると思った。今後は人が減るから保育園をつくってもしようがないといった表現は修正すべき。	区全体では人口増が続いていますが、就学前児童人口は将来、減少することが見込まれています。しかし当面は幼児教育・保育の無償化による影響もあり、保育需要が増える見込のため保育サービスの拡充を図ります。	
25	教育・保育サービス	「教育・保育サービス」という表現について、教育は憲法で保障された国民の学習権、保育は基本的人権に依拠した人生最初の社会保障である。2つを並列しサービスという用語を付けて示す表現は正しくない。「長期的視点に立った教育、保育の検討」とすべき。	区が提供する教育および保育に関する行政サービスを意味しています。	
26	教育・保育サービス	ミスマッチはニーズを正しく把握できていないことの結果。今求められていることにきちんと対応するための保育コンシェルジュなどの仕組みが必要。	より正確に保育ニーズを把握するため、就学前児童家庭のみならず、母子健康手帳保持者に対しても、幼児教育・保育の無償化による影響調査を実施しました。今後もニーズ把握のための効率的な方法を検討していきます。	
27	教育・保育サービス	戦略計画1の現状・課題について、0～5歳児のうち、保育所や幼稚園に通っていない児童数を0～2歳、3～5歳に分けて提示してほしい。年齢によって支援のニーズも違い、検討すべき点が変わってくると思う。	ご意見を踏まえ、0～2歳、3歳～5歳に分けて、記載します。	
28	教育・保育サービス	長期的な視点に立った教育・保育サービスの検討に当たっては、人口推計を正確に行ってほしい。	これまでどおり、正確な人口推計に努めます。	
29	子育て支援	待機児解消など目先のことだけにとらわれずに、子どもたちの育ちを考えた上で、有益な議論をすべきである。	家庭で子育て、子どもを預けて働きたいなど多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開していきます。	
30	子育てのひろば	新設する子育てのひろばは、託児ではなくとも見守り保育という形で、母親は好きな作業をして息抜きする・子どもと少しだけ離れることができるようになってほしい。 ワンオペ育児の母親が例えば熱など出して苦しい時に、子どもを預けられる場がほしい。	子育てのひろばでは、親子のふれあいを基本にしながら、保護者同士の交流や子育て相談ができる場として整備していきます。 保護者のリフレッシュ等については、乳幼児一時預かりやファミリーサポート等で対応していきたいと考えております。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
31	子育てのひろば	改まって保健師さんなどと話すことも大切だが、さらに気軽に、例えば地域の先輩ママと話したり交流が持てるようにすると良い。ふらっと通りすがりに立ち寄れるような、いつも開かれた場所である必要がある。	平成30年度から、民設子育てのひろばを中心に開室日の拡大に取り組むとともに、平成31年度には新規開設を計画するなど、子育てのひろばの拡充に取り組んでいきます。また、各ひろばで保護者同士が気軽に交流できるように講座内容を充実させるなど、工夫を凝らした運営に取り組んでいきます。	
32	子どもの遊び場	子供が天候や環境に左右されず遊べる場所がもっと欲しい。児童館も遠かったり、遊べたとしても制約が多すぎる。プレーパークのように思う存分遊べる場所が少なすぎる。西武線の高架下を活用するなど、天候に左右されない遊び場を作って欲しい。	プレーパークを含め外遊び事業は自然と触れ合いながら子どもと保護者が自由に遊べる場です。天候に左右されない遊び場作りについては、今後の検討課題といたします。	
33	乳幼児一時預かり事業	乳幼児一時預かり事業は、予約だけでなく事前登録に必要な書類手続きもシステム化してほしい。	乳幼児一時預かり事業については、児童を安全に預かるため、住所・氏名だけではなくアレルギー等詳細な児童情報を登録していただく必要があります。そのためには、システム化ではなく親子面談と職員による詳細な聞き取りが必要であると考えております。	
34	子育てスタート応援券	子育てスタート応援券について、乳児向けコンサートや美術館等文化的利用、整骨院などで利用できるようにしてほしい。	子育てスタート応援券は、出産直後の不安や負担を軽減し、育児をスムーズに始めていただくことを目的に発行しています。このことを踏まえ、対象事業の拡大について検討していきます。	
35	子育てスタート応援券	認可保育所の一時預かりでも子育て応援券を利用できるようにしてほしい。また、保護者の認知度が低いため、広報のやり方を工夫するべき。	一時預かり事業の実施状況を踏まえ、子育てスタート応援券の対象事業の拡充について引き続き検討していきます。広報についても、的確な周知方法を検討していきます。	
36	こどもcafé	地域とつながりづらいお母さんには良い試みだと考える。	民間カフェを通して、地域の幼稚園・保育所と在宅子育て世帯が「顔の見える関係」を築きます。	
37	こどもcafé	練馬こどもcaféについて幼稚園に作った方がよいのではないかと。	幼稚園や保育園とつながりがない方を対象としており、caféをきっかけに幼稚園や保育園につなげていきたいと考えています。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
38	こどもcafé	練馬子どもcaféについて、子どもの森やおひさまぴよぴよへの出張カフェの需要が見込まれる。	地域の子育て施設とつながりがない方を対象としており、caféをきっかけに地域の子育て施設につなげたいと考えています。	
39	こどもcafé	実際の母親たちが中心となって運営し、区は場所を提供したり等縁の下の力持ち的な役割になるべき。	民間カフェと協働し、子どもが学び・遊ぶ機会や、保護者が交流したりリラックスできる環境を提供します。	
40	こどもcafé	子供がリラックスできる場所と保護者がリラックスできる場所は違う。行政が空き家や公共施設の改築をしたり、認可保育園に相談して子育てスペースを作ること。地域全体で子供を守る策を考えるべき。	0～3歳の乳幼児親子が自由に利用できる子育てのひろばを整備しています。また、民間カフェと協働し、子どもが学び・遊ぶ機会や、保護者が交流したりリラックスできる環境を提供します。カフェでは、地域の保育士や幼稚園教諭等が教育サービスや子育て講座等を実施し、家庭で子育てをする保護者を支援します。	
41	こどもcafé	練馬こどもcaféについて、リーフレットを作成し、目につきやすい小児科医院等に置くなどPRを工夫してほしい。	民間カフェと協働し、効果的なPRを実施していきます。	
42	保育サービス	保育施設の応募倍率、各園の特徴や運営団体、企業の情報公開等、区民が調べたい時に簡単にアクセスできる媒体がほしい。	保育に関する情報につきましては、区や事業者のホームページで公開しています。今後も、保護者の皆様に分かりやすくお知らせするよう努めてまいります。	
43	保育サービス	「地域における需要と供給のミスマッチ」と言っているが、ニーズに誠実に応えるのであれば公立保育園こそ増やすべきである。	認可保育所の整備に限らず、練馬こども園の充実など、多様な方法で保育サービスを拡充させ、待機児童の解消を図ります。 公立保育園を増やす考えはありません。	
44	保育サービス	練馬区の認可保育園の質を保つために、保育の質のガイドラインを作してほしい。	認可保育園は都の認可基準を守って運営しており、定期的な都の指導検査や区の巡回により運営状況について一定の水準を確認しています。 保育の質のガイドラインを作る予定はありません。	
45	保育サービス	保育環境の整備を考える際は、女性の労働力がなければ成り立たない社会になっているのにいまだに男性の意識が変わっていないことも考慮する必要があると考える。	女性が安心して働くことができるよう、多様な方法で保育サービスを拡充していきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
46	保育サービス	他区では区直営の保育園を開設したら採用予定の10倍の応募があった。一方、労働条件の厳しい企業型の保育園では保育士が辞めてが閉園になった所もある。施策次第では、深刻な労働力不足にはならないのではないか。	公立保育園を増やすことにより保育士不足の問題が解決するとは考えていません。 なお、企業主導型保育事業を含む保育施設につきましては、国や都の補助金を活用し、保育従事職員の給与等の処遇改善や業務負担の軽減により、労働条件の改善に努めています。	
47	保育サービス	子育て世代が求めているのは認可保育園の増設。「認可保育園」と明記すべき。	認可保育所の整備に限らず、練馬こども園の充実など、多様な方法で保育サービスを拡充させ、待機児童の解消を図ります。	
48	保育サービス	区立直営保育園を民間委託するにあたり、委託事業者審査基準表の項目を現状のものより細かく具体的にしていきたい。定年退職し継続雇用されている区立直営保育園の元保育士、元園長の経験と意見を反映してほしい。	区立保育園運營業務委託のプロポーザルの審査基準表については、委託予定園の在園保護者のご意見を参考に、委託による子どもへの影響を最低限に抑え、優良な事業者を選定するため選定委員会で決定するものです。また、選定委員会には、元区立保育園園長経験者にも入っていただいております。委託事業者を適正に選定しています。	
49	保育サービス	0～2歳の認証保育所の連携施設も確保してほしい。また、保育所の4、5歳の定員に空きがあっても保育士は確保しないといけないことを踏まえて、定員設定をしてほしい。	条例上、家庭的保育事業者等のみに連携施設の確保が義務付けられていますが、卒園後の受け皿については、2歳児までの認可保育所および認証保育所も同等に取り扱う方向で検討しています。 また、新設園については、子どもの年齢進行に合わせて、4、5歳児の定員を段階的に拡大していくよう保育事業者に働きかけます。	
50	保育サービス	0～2歳の保育は大事な時期であるため、保育士や幼稚園教諭といった資格の有無だけでなく、やり方をきちんと考えてほしい。	0～2歳の時期については、保育所保育指針解説においても「心身の発達の基盤が形成される上で極めて重要な時期である」としており、区では、保育士の質の向上を目指した乳児保育に関する研修を実施しております。また、私立保育園や小規模保育事業・家庭的保育事業等につきましては、区立保育園の園長経験者が巡回し、支援や指導を行っております。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
51	保育サービス	子育ての基本は「愛情」であり、それは自分の時間をどれだけ子どもに使えるかということである。保育所を整備して保護者が長時間働き、子どもとの時間を奪っていくような政策は子育て支援ではない。短時間就労の保護者を優先的に保育所に入れるようにすれば、家庭で子どもと過ごす時間が増えるとともに、保育士の負担軽減にも繋がり、子育てしやすい社会になるのではないか。	区では、ライフスタイルや働き方に応じ、家庭での育児を含めた多様なサービスの選択を可能にする必要があると考えております。また、保護者の皆様より窓口等いただいている長時間保育への切実なお声に対しましても、解消に向けて最大限努力していかねばならないと考えており、「練馬区保育実施基準表」においては、就労時間が長時間であるほど指数を高くしております。 増加を続ける保育ニーズに対応するため、引き続き待機児童ゼロを目指してまいります。	
52	保育サービス	様々なニーズに応じてあらゆる種類の施設があるのは良いことだが、保育の必要性が高いフルタイム勤務の人ほど保育所に入りにくい現状である。入園に必要な審査の仕組みも保護者のニーズに合わせてほしい。	「練馬区保育実施基準表」において、月20日以上1日8時間以上の就労を常態としている場合は保育指数上40という最高の指数としており、一方で、児童福祉施設であることから、一人親家庭や低所得者の方などを優先しています。引き続き、一人でも多くの方にご理解頂ける基準となるよう努めてまいります。	
53	保育サービス	保育は人生最初の社会保障であり、子どもの成長を保障する場で、サービスとは違う。人生最初の社会保障であることを明記し、認可保育所の増設で待機児童を解消します、と明記すべき。	認可保育所の整備に限らず、練馬こども園の充実など、多様な方法で保育サービスを拡充させ、待機児童の解消を図ります。	
54	保育サービス	安易な小規模保育所の建設や家庭的保育事業等で待機児童解消を図ることはやめ、認可保育園の増設を基本に据えることを明記すべき。		
55	保育サービス	需要と供給のミスマッチにより依然として待機児童が発生しています。とあるが、区は小規模保育所を認可保育所の定員に加えて待機児として数えてこなかった。そのことを検証しカウントの仕方を実態に合ったものにし、認可保育園の増設の必要性を明記すべき。	待機児童数については、厚生労働省が示す定義をもとに算出した数値を国へ報告するよう求められており、各自治体も同様の取り扱いをしています。練馬区では、今後も国の定義をもとに算出した待機児童数をお示ししていく考えです。 なお、認可保育所の整備に限らず、練馬こども園の充実など、多様な方法で保育サービスを拡充させ、待機児童の解消を図ります。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
56	保育サービス	待機児童は500人減少とあるが、小規模保育所に入った子どもの数は待機児から除かれている。認可保育園を希望しながら入れない数を明記すべき。待機児童解消のために行政がやるべき基本施策は認可保育園の増設であると明記すべき。	待機児童数については、厚生労働省が示す定義をもとに算出した数値を国へ報告するよう求められており、各自治体も同様の取り扱いをしています。練馬区では、今後も国の定義をもとに算出した待機児童数をお示ししていく考えです。 なお、認可保育所の整備に限らず、練馬こども園の充実など、多様な方法で保育サービスを拡充させ、待機児童の解消を図ります。	
57	保育サービス	需要と供給のミスマッチの解決策がない。待機児童解決のため、保育課と保健所、医療機関が連携して出産集中地域への保育施設の計画を協議すべき。	幼児教育・保育の無償化による調査において、母子健康手帳所持者を対象に、教育・保育事業の利用意向を調査しており、保育所整備計画の基礎資料としています。	
58	保育サービス	「将来は確実に区の児童人口は減少していきます。」とあるが、保育施設の増設を続けて大丈夫なのか。「待機させない」策に重点を置くことを望む。それでもなお、施設の増設を主とするのであれば、人口減を見込んだ対策を考えているのか。	今年10月から実施される幼児教育無償化などにより、保育需要は増加することが見込まれていることなどから当面は待機児童対策に引き続き取り組みます。一方で将来は区の児童人口が減少していくことから、長期的な視点に立った教育・保育サービスのあり方を検討していきます。	
59	練馬こども園	練馬こども園は、幼稚園関係者からも運営上の困難さが聞こえてくる。待機児童解消は認可保育園の増設であると明記すべき。幼稚園は幼稚園として充実する施策を区としてとるべき。	認可保育所の整備に限らず、3歳未満の子ども保育や預かり時間を短縮した練馬こども園の充実など、ご家庭のニーズに応じた多様な方法で保育サービスを拡充させ、待機児童の解消を図ります。 幼稚園については、幼稚園側の要望・意見や保護者のニーズなどを踏まえ、長期的な視点に立って効果的な施策を検討します。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
60	練馬こども園	小規模の幼稚園において通年で9時間保育を実施した場合、練馬こども園に認定することについて、250人以上の園で練馬こども園になっていない園もある。定員でわけるのはいかなるものかと考える。	区では、通年で11時間保育を行う私立幼稚園を練馬こども園として認定しています。 一方、小規模園での11時間保育は職員体制の確保などの面から難しいというご意見をいただいております。こうしたことを受け、区内私立幼稚園の定員の平均250人以下で設定しました。 また、新たにパート等で就業する家庭では、9時間保育で対応できると考えています。家庭の状況に応じて選択できる環境を整え、練馬こども園認定園を拡大していきます。	
61	遊休施設	光が丘には、年間利用率2割以下の遊休施設(UR所有の集会室)が多数ありその活用は要検討である。保育園や学童クラブとの連携も一つと考える。	遊休施設については、区全体のサービスのあり方も含め、関係部署で検討していきます。	
62	子連れ出勤	保育所の整備など、子どもを預けて誰かに見てもらうことばかりを考えている。子どもを預けずに仕事を続けられるよう、子どもと一緒に出勤できる環境をつくるべき。まずは区役所で率先して実施してはどうだろうか。	職場としての区役所に、子どもにとって適切な保育環境を設けることが困難です。 区職員に係る子育てや介護と仕事との両立支援制度については、関係法令等の趣旨に基づき実施しており、今後も国や他自治体等の状況も踏まえ、検討してまいります。	
63	母子健康電子システム	「母子健康電子システム」は、将来に向けたどのような方向性を持っているのか。また、スマホで健診の情報を持つようになるのか。	現在、国ではマイナンバー制度を活用し、乳幼児健診等の母子保健情報を転居時に自治体間で引き継ぐ仕組みやマイナポータルで健診情報等を閲覧できる仕組みの検討を進めています。 国の仕組みへの対応に加えて、区として、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポートを実現するシステムの構築を目指しています。健診情報をスマホで入手できるようにすることも検討していきます。	
64	母子健康電子システム	「母子健康電子システム」は、国と区のシステムが併存して無駄にならないように設計してほしい。	現在、国ではマイナンバー制度を活用し、乳幼児健診等の母子保健情報を転居時に自治体間で引き継ぐ仕組みやマイナポータルで健診情報等を閲覧できる仕組みの検討を進めています。 国の仕組みへの対応に加えて、区として、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポートを実現するシステムの構築を目指しています。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
65	母子健康電子システム	「母子健康電子システム」の構築について、個人情報保護を明記すべき。他自治体では、母子手帳発行数を保育園建設計画に連動させているところもある。こうした教訓を施策に反映すべきである。	練馬区個人情報保護条例等に基づき、個人情報の適正な管理に努めていきます。 また、母子手帳発行数や出生数などの情報は、現在も保育に係る関係部署と情報共有しています。	
66	母子健康電子システム	「母子健康電子システム」の構築について、とても良い取り組みだが、融通が利かなくならないようにしてほしい。 システムの構築によって、妊婦健診のカルテなどを全て電子化するのか。	利用者にとって使いやすいシステムとなるよう検討していきます。 なお、母子保健情報を電子化した後も、当面は紙の母子カードと併用することを予定しています。詳細は今後検討していきます。	
67	妊娠・子育て期相談	妊娠期から生後3か月まで、担当の助産師がいて、母子の体調や心配事などが相談できる「マイ助産師」を提案する。また、外出できなくても相談できる手段として「SNS」の活用を検討してほしい。	母子の相談は、各保健相談所の保健師が担当しています。相談は、対面や電話で状況をお伺いしながら行っています。今後、SNS等による相談についても検討していきます。	
68	乳幼児親子の身近な相談場所	乳幼児親子の身近な相談場所について、小さい子どもを2人以上育てる保護者への対応が柔軟でない。ひろばで昼食時間も職員に入ってもらい、下の子どもを見てもらえるだけで、上の子どもと落ち着いて食事ができる。「支援に融通を利かせる」ことを希望する。	子育て中の保護者の悩みは多岐にわたっており、子育てのひろば職員は、状況に応じて柔軟な対応が求められています。当日の利用者の状況や職員体制を踏まえ、柔軟な対応を検討していきます。	
69	児童相談	児童相談所を設置しても区単位では問題を解決できないという見解には賛成できない。虐待には子ども家庭支援センターではなく、最初から児相が直接対応することで、緊急性の判断や一時保護などにかかる時間が短縮されるはずである。	虐待通告は軽微なものから重篤なものまで様々です。児童相談所が全ての案件に対応するのではなく、区が児童相談体制を充実させ、都の児童相談所と連携し役割を分担することで、迅速な対応が可能になると考えます。	
70	児童相談	練馬モデルの検討に当たり、地域の関わりについて大所高所から検討してほしい。	区の地域単位のきめ細やかな支援と都の広域的・専門的な支援をどう組み合わせるかが課題です。 区が考える新たな児童相談体制は、練馬区独自のものではなく、他の区市町村にも共通する解決策であり、普遍的なものです。 今後設置される都・区の検討の場に練馬区も参加して、新たな体制の構築を積極的に提案していきます。 このため、素案でお示した「練馬モデル」という名称は使わないこととしました。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
71	児童相談	他区では子供の生命の安全を守るため区として児童相談所をつくっている。ところが「広域行政が担うもの…区単位では問題を解決できません」と否定している。他区と同様に区独自に児童相談所をつくると明記すべき。	区の地域単位のきめ細やかな支援と都の広域的・専門的な支援をどう組み合わせるかが課題です。 区が考える新たな児童相談体制は、練馬区独自のものではなく、他の区市町村にも共通する解決策であり、普遍的なものです。 今後設置される都・区の検討の場に練馬区も参加して、新たな体制の構築を積極的に提案していきます。 このため、素案でお示した「練馬モデル」という名称は使わないこととしました。	
72	児童相談	児童相談所建設に否定的な姿勢を改めるべき。23区で児相を作らないとしているのは練馬区だけ。		
73	児童相談	練馬モデルの構築で、児童相談行政に積極的に取り組むことは重要と記しながら、「仮に区に設置しても、区単位では問題を解決できません」とするのは間違い。このような姿勢をとるのは練馬区だけ。児童相談所を作ると明記すべき。		
74	児童相談	児童相談所を練馬区だけに作らないという発想が理解できない。「基本的に広域行政が担うもの」という位置づけは違うのではないか。		
75	児童相談	児童相談体制で「練馬モデル」の構築を挙げているが、今、社会的にも求められている重要な施策になるのでどのような知恵が出てくるか期待している。		
76	児童相談	児童相談所を練馬区だけが頑として設置しないとする、その理由が全く不明。ただ徒に「練馬区独自」にこだわっているようにしか思えない。他区と連携して共通の都・区連携モデルを作り出すことのほうが、ずっと効果が高く価値のあることである。		
77	児童相談	23区で1区だけ児童相談所を設置しないということばかりが目立ち、具体的に練馬区でどのような支援を行っていくのか見えてこないことが課題である。練馬区が何もやっていないように見えるので、具体的な方策を発信してほしい。		

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
78	児童相談	子どもにとって最善を最優先に考えるために練馬区子どもの権利条例の制定を求める。	区では、児童の権利条約の理念を踏まえ、子どもの人権を尊重し、子どもの健やかな成長を保障することを基本として、練馬区子ども・子育て支援事業計画を策定しました。今後ともこの計画を着実に実施することにより、子どもの権利擁護を図ってまいります。	
79	児童相談	子どもを抱えながら、児童相談所にも行けないような保護者にとっては、電話でも良いから悩みを吐き出せる場があると良い。	区内6カ所の子ども家庭支援センターでは、地域の子ども家庭の総合相談窓口として、お子さんと子育てに関するあらゆる相談に、電話でも応じています。	
80	児童相談	児童相談所など、現場の体制を手厚くしても家庭の問題など見えない点もある。保護者の手元にあるスマートフォンなどを使って、悩みを聞いてもらえるものがあると良い。電子を活用した政策を行ってほしい。	乳幼児を抱える保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができるよう、SNSの活用など今後も様々な手法を検討していきます。	
81	学童クラブ	「小学校1年生の学童クラブ優先入会の推進」とあるが、学童クラブでは異年齢保育も魅力のひとつ。まずは公立学童クラブを責任もって増設し、どこの学童でも6年生まで対応してほしい。	小学1年生の安全確保を考え、1年生がより優先的に入会できるよう入会基準を見直します。高学年については、当面の間、児童館等の併設学童クラブ、ねりっこひろば、学校応援団ひろば等において受入し、異年齢の児童との交流を通じて、児童の健全な育成を推進していきます。	
82	学童クラブ	国の放課後児童クラブ運営方針の意義を明記し、その指針に沿って学童クラブ運営をすると明記すべき。	区では、国の運営指針を踏まえた練馬区立学童クラブ支援方針に基づいて学童クラブを運営しています。	
83	学童クラブ	学童クラブの特性が書かれていない。放課後の単なる居場所との違いが分からない。国の運営方針に依拠して学童クラブ(学童保育)の意義と特性を記述すべき。	区では、練馬区立学童クラブ支援方針において、学童クラブを保育を必要とする児童の生活拠点であると位置付けています。	
84	学童クラブ	区の運営指針では、学童保育における「遊び」と「生活」が書かれている。なぜ、「生活」を国が位置づけ明確にしているか、学童保育の特性は何かを明記すべき。		
85	学童クラブ	委託学童クラブや民間学童保育で働く人は区職員の半分の賃金の人もいる。処遇は保育の質に直結するので、健康管理を含めた処遇改善を進めると明記すべき。	受託事業者は、雇用主として労働関係法令等を遵守し、運営しています。区としては、立入調査等を通じ、健康管理等労務環境を含めた事業者の処遇確認を行っています。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
86	学童クラブ	改正された児童福祉法と国の指針では学童保育の対象は小学生とあり、学童クラブ希望のすべての小学生が入会できる施策を進めるべき。高学年まで希望者全員が入会できる施策をすすめるべき。	ねりっこクラブの推進により、学童クラブの受入児童を拡大するとともに、すべての小学生に放課後の安全な居場所を提供していきます。また、高学年については、当面の間、児童館等の併設学童クラブ、ねりっこひろば、学校応援団ひろば等において受入していきます。	
87	ねりっこクラブ	90名以上の定員の「ねりっこ学童」と「ねりっこひろば」を併せての運営のせいで、明らかに学童の質が低下している。「ねりっこクラブ」について反対である。 学校内に第1学童クラブと第2学童クラブとして空間を分け切って増設することを提案する。	ねりっこ学童クラブにおいては、練馬区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例に基づき、45名以下の支援の単位ごとに、放課後児童支援員を複数配置し、担任制により保育を行っています。また、ねりっこ学童クラブとねりっこひろばの児童の交流を進めています。学童保育の質を確保しながら、ねりっこクラブの全校実施を目指しています。	
88	ねりっこクラブ	ねりっこクラブの機能や特色が書かれていない。学童保育の児童の最善の利益のために全児童を対象とした施策との違いをビジョンの中に明記すべき。	ねりっこクラブは、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行うものです。両事業の機能を維持することで、すべての小学生の放課後等の居場所を充実します。	
89	ねりっこクラブ	これまでのねりっこの絵と比べ、コーディネーターの身分が違い、区・児童館職員となっている。児童館ガイドラインでは子供達の生活に職員が寄り添って運営するとあり、職員の仕事は増えている。これにコーディネータの仕事も加えるのは質の低下を招くのでやめてほしい。	ねりっこクラブは小学生の放課後の居場所であり、地域の子育ての拠点となる児童館事業との連携は不可欠です。現在のコーディネーターの配置場所等、業務の検証と併せ、児童館業務との連動を検討してまいります。	
90	ねりっこクラブ	ねりっこクラブは、施設に余裕のある学校から進めるべき。ねりっこクラブは、児童の主体的な遊びや安心安全な生活の場所を担保した上で進めてほしい。	学童クラブの待機児童の状況に加え、学校改築や児童数の動向を踏まえて、関係部署と協議し、ねりっこクラブを推進していきます。ねりっこクラブは、国の運営基準を遵守しながら、子どもの主体的な遊びや生活ができる場として保育の質を担保した上で、実施しています。	
91	ねりっこクラブ	ねりっこクラブの制度を知らない保護者が多い。放課後対策について児童館でも説明会を開催し始めたが、ねりっこクラブをもっとフランクに知ることができる場があると良い。	児童館での放課後対策の説明会、教育便りへの記事掲載に加え、ねりっこクラブの進捗状況に合わせ、近隣の実施小学校での見学会を行うなど、PRについて検討してまいります。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
92	ねりっこクラブ	小学生の放課後の居場所対策に5年もの長い年月をかけているのは対応があまりに遅すぎる。全児童対策を部分的にでも導入していかなければならないと考える。	ねりっこクラブの実施に向けては、学校や地域の団体である学校応援団の協力が不可欠です。丁寧に進めながら、できるだけ早期に実施できるよう進めてまいります。また、ねりっこクラブの推進に加え、夏休み居場所づくり事業の拡充にも取り組んでまいります。	
93	民間学童	「民間事業者を支援します」としているが、ねりっこクラブは定員だけは拡大するが、その近くの民間学童にとっては、利用者を取られることになるため、ねりっこクラブと民間学童の拡充は矛盾した取組みになっている。	学童保育を必要とする世帯の急増とともに、夜間保育や習い事との併用などそのニーズも多様化しており、ねりっこクラブの実施拡大と民間学童保育の充実、併せて必要なものであると考えます。また、運営事業者の支援は、今後のねりっこクラブの担い手の育成も目的としています。	
94	民間学童	民間学童保育では利用料の問題が発生している。区内のどこでも放課後の学童保育を利用できる条件整備は行政の責任。生活の場を保障する施策として直営の学童クラブを増設することを明記すべき。	将来的に全小学校でねりっこクラブが実施できるよう早期拡大を進めています。なお、区の補助金事業として実施する民間学童保育においては、区立学童クラブと大きくかい離しない保育料での運営を行っています。	
95	キッズ安心メール	キッズ安心メールの登録料の支払は、学童クラブの初月の保育料と同時に自動引き落としにしてほしい。	保育料は区に直接お支払いいただき、ねりまキッズ安心メールの登録料はサービスを提供する運営事業者にお支払いいただいております。 支払先が異なるため、保育料と共に区が歳入することはできませんが、簡易な支払方法について検討します。	
96	教育	「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」とあるが、子供は一人一人それぞれ違うため、せめて、「ひとりひとりが自分らしさをのびのびと肯定でき、いきいきと学び遊べる環境の実現」とでも言えないものか。	平成28年2月に策定した「教育・子育て大綱」において、「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」を教育分野の目標として掲げ、児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かい指導や支援を進めてきました。今後も、この目標の実現に向けて取り組んでまいります。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
97	小中一貫教育校	安易な小中一貫教育に対して、多くの研究者から批判の声がある。子供の成長を考え、小中高と分けて教育の場が作られてきたことが記されていない。	本区における小中一貫教育は、各校によるこれまでの実践研究に基づいて推進されており、取組の質は年々高まっています。特に施設一体型の小中一貫教育校では、小から中へのより滑らかな接続や教員の連携による教育の質の高まり等の教育効果が期待できると捉えています。	
98	教員	働き方改革として、教員研修の精査も必要であると考え。	より実践的な研修となるよう、内容を見直し、充実を図っていきます。	
99	教員	新しい教育環境の整備や教員の資質・能力の向上、医療的ケアが必要な子供たちへの支援など、更なる取組の充実が求められているとあるが、教員の過労問題の認識が示されていない。	区として勤務実態調査を行っており、教員の過労の状況は認識しています。教員の働き方改革推進の視点も踏まえ、より効果的な取組の充実を図っていきます。	
100	教員	「学びの充実・教育環境の整備」の前提として、教員の過密・過労状態解消のための施策をすすめるべき。	区として勤務実態調査を行っています。その結果に基づいた働き方改革推進のための施策を検討・実施していきます。	
101	教員	より実践的な研修を充実します。とあるが、教員の過労が心配。教員の働き過ぎを是正する施策をすすめるべき。	教員の過労の状況を踏まえ、研修の内容や実施回数を見直しに取り組んでいます。また、区として勤務実態調査を行っており、その結果に基づいた働き方改革推進のための施策を検討・実施していきます。	
102	教員	教員の働き方改革により、長期休暇中に閉校日を設けているが、その間の施設管理上の安全の確保や責任の所在等を整理すべき。	各学校は、それぞれの実態に応じた施設管理、安全管理の方策を検討したうえで、閉校日を設定しています。また、教育委員会は、各学校に対し設定の方法等について助言を行っています。	
103	子どもの見守り	地域の高齢者による見守り組織の基準のようなものを作ってほしい。	子どもの見守りについては、保護者や地域の方々も交えての危険箇所の把握や効果的な見守りの方法などを検討しています。	
104	適応指導教室	「適応指導教室」という言葉について、「適応」できない子にレッテルを貼るような言葉として最近問題になっている。本当に子供たちの健全な成長を考えるのであれば、こうしたところには細心の注意を払うべき。	「適応指導教室」は不登校児童生徒の学習支援等を行う事業名として全国的に広く用いられ定着しており、練馬区でも長年使用しています。事業名の変更については、国等の動向を踏まえ、検討してまいります。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
105	幼稚園	<p>軽い障害でも、実態として受け入れる幼稚園はない。幼稚園が私立であることは理解しているが、受け入れの有無を示す配慮がほしい。</p> <p>希望する人が多く、保育園を作ることは否定しないが、保育園を希望する方が全てではないことを知ってほしい。</p> <p>また、発達障害の相談をしたことで「障害」のレッテルを貼らないでほしい。</p>	<p>区は、特別な支援を必要とする園児を私立幼稚園が受け入れた場合、心身障害児保育委託契約を結んでおり、平成30年度は、21園89名の実績があります。受け入れの有無の対外的な公表については、私立幼稚園とも十分協議し、公表が可能かどうかを含めて検討します。</p> <p>区では、例えば預かり保育のある幼稚園など保育園以外を希望する方が一定数いることについて把握しています。</p> <p>今後も私立幼稚園に対し、支援が必要な園児を受け入れてもらえるよう働きかけていきます。</p>	
106	幼保小連携	<p>幼保小連携について、教育委員会と教育現場が情報共有をしながら具体的な取組を進めてほしい。</p>	<p>幼保小連携推進協議会等で挙げられた教育現場の意見を踏まえながら、幼稚園・保育所・小学校の連携を推進していきます。</p>	
107	幼保小連携	<p>幼稚園と保育園、小学校にはそれぞれ区別されるべき違い・特性がある。それを超えた取り組みは子どもへの心的ストレスとなる心配がある。「切れ目ない」という表現は避けるべき。</p>	<p>幼稚園・保育所から小学校教育へと円滑に接続できるよう、引き続き幼稚園・保育所・小学校の連携を推進していきます。</p>	
108	子どもの権利	<p>子育てする大人の視点でしか考えられていない。子供の権利の視点を基本姿勢で示すべき。</p>	<p>子どもの最善の利益の視点は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に示されており、子ども・子育て支援事業計画に反映しています。</p>	
109	食育	<p>子どもが自分でお弁当を作って学校に持ってくるという「弁当の日」を自治体で各学校に取り入れてみてほしい。突然取り入れるのは難しくとも、創始者の講演会などを校長先生や教員向けに開き、学校単位で取り入れを検討してほしい。</p>	<p>学校単位で実施を検討することは考えられますが、様々な家庭環境の児童生徒がいることに配慮する等、慎重な対応が必要と考えます。</p>	
施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち				
110	地域包括ケアシステム	<p>地域包括ケアシステムを推進するにあたっては、安易な指定管理方式はとらず、区の責任で進めると明記してほしい。</p>	<p>区は、施設の特性に応じて、区が直接担うべき業務は引き続き直営とし、民間の経験を活用した方が効果的な業務は民間が担うことを基本としています。</p> <p>地域包括ケアシステムは、区民や地域団体、医療機関、介護事業者等と連携・協力して進める必要があります。区は中心となって取組を進めていきます。</p>	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
111	地域包括ケアシステム	地域包括ケアシステムの確立にあたっては、医療・介護・生活支援などを社会がサポートする以上に家族の役割が重要である。個々の支援体制ではなく、その家族も含めた支援体制を構築する必要があるのではないか。	地域包括支援センターでは、高齢者ご本人はもとより、ご家族に対する相談支援も実施しています。 また、区では介護家族の負担軽減のため、介護家族の会と連携し、介護の悩みや相談に応じる「介護なんでも相談」を実施しているほか、負担の少ない介護方法を学ぶ「家族介護教室」を実施し、ショートステイ等の活用と併せて、介護家族も含めた支援体制を構築しています。	
112	地域包括ケアシステム	当会は練馬区内で勤務する主任介護支援専門員の団体として、高齢者地域包括ケアシステムの強化、進化に向け介護支援専門員が医療と介護とつないでいく役割を果たしていくことを決意している。今後の更なる支援をお願いしたい。	今後も区内の主任介護支援専門員と連携して、地域包括ケアシステムの確立に向け取り組んでいきます。	
113	地域包括支援センター	地域包括支援センターにおいて、認知症のことや介護予防のことを気軽に相談できると良い。	認知症や介護予防の相談窓口として、地域包括支援センターがあります。 今後、地域包括支援センターをより身近で利用しやすい窓口とするため、区立施設への移転、センターの増設、担当区域の見直し等を行います。	
114	地域包括支援センター	地域包括支援センターについて知らない人が多いのではないかと。更に周知する方法を検討してほしい。	地域包括支援センターの周知、広報を強化するため、今年度から新たに区内の診療所や薬局などでチラシを配布しています。 来年度は、チラシの配布先を拡大し、センターの周知を更に強化していきます。	
115	地域包括支援センター	「地域包括支援センターをより身近で利用しやすい窓口にする。」とあるが、区が責任もって高齢者等を支えるため、区直営を維持すると明記すべき。	現在、4か所の総合福祉事務所の高齢者支援係が、練馬・光が丘・石神井・大泉の圏域内にある各センターの調整や指導・助言を直接行っています。虐待対応などの権利擁護業務や困難事例への対応は、総合福祉事務所とセンターが一体となって対応しています。今後も、全ての地域包括支援センターは委託により運営していきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
116	地域包括支援センター	東大泉5丁目の地域包括支援センターは遠いため不便である。近くで相談できるようにしてほしい。	地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターをより身近で利用しやすい窓口とするため、区立施設への移転、センターの増設、担当区域の見直し等を行います。	
117	地域包括支援センター	地域包括支援センターについて、中学校区に1つのセンターを設置するよう求める。	地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターをより身近で利用しやすい窓口とするため、区立施設への移転、センターの増設、担当区域の見直し等を行います。 見直しにより、団塊の世代が全て後期高齢者となる平成37年に必要な体制は確保できることから、現時点で、中学校区に1つのセンター設置は考えていません。	
118	地域包括支援センター	今まで地域で過ごしてきた親しみのある行きやすい場所に、地域包括支援センターを作っただけで大変助かる。	地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターをより身近で利用しやすい窓口とするため、区立施設への移転、センターの増設、担当区域の見直し等を行います。 担当区域の見直しに当たっては、可能な限り、町会・自治会、民生委員のエリア分けに配慮した担当区域とします。	
119	高齢者施設	特別養護老人ホームを増やしてほしい。	特別養護老人ホームについては、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30～32年度)に基づき、整備を進めています。 在宅での生活が困難な方全てが希望する時期に入所できるよう、平成37年度に向けて、整備目標を800床と定め、第7期計画期間中(平成30～32年度)には、300床の整備を行います。	
120	高齢者施設	「特別養護老人ホームの施設数は都内最多です。」とあるが、有料老人ホームは区内でもどんどん作られており、低所得者は利用できない。 誰でも安心して入所できる特別養護老人ホームを区の責任で作ることを明記すべき。		

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
121	高齢者施設	練馬は特別養護老人ホームなどの施設が多いと聞いていたが、まだ待機者がいるとのことなので今後も整備を進めてほしい。	特別養護老人ホームや都市型軽費老人ホーム、地域密着型施設など的高齢者福祉施設については、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30～32年度)に基づき、整備を進めています。 特別養護老人ホームは、在宅での生活が困難な方全てが希望する時期に入所できるよう、平成37年度に向けて、整備目標を800床と定め、第7期計画期間中(平成30～32年度)には、300床の整備を行います。	
122	高齢者施設	高齢者が安心して住める家があるといい。	区では、高齢者に適した住まいの確保に取り組んでおり、区営住宅や都営住宅の高齢者向け住戸を提供しているほか、身体機能の低下などにより自立した生活に不安がある、低所得の高齢者向けに都市型軽費老人ホームの整備を進めています。 また、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなど、民間企業が提供する良質な住まいの整備も進んでいます。 そのほか、不動産団体と連携して高齢者の住まい確保を進めてまいります。	
123	高齢者施設	在宅復帰型介護付き老人保健施設の推進を計画に追加してはどうか。	高齢者施設については、待機者や施設の利用状況、高齢者基礎調査の結果や人口推計などをもとに必要となるサービス需要を推計し、目標を定め、整備に取り組んでいます。 介護老人保健施設については、待機者はなく、計画期間中に見込まれる施設需要を現在の整備数で満たしていることから、新たな施設整備は行わず、介護老人保健施設が家庭への復帰をめざす施設であることの周知や、利用の促進に向けた普及啓発に取り組めます。	
124	高齢者の見守り	ニプロについてチラシで知った。区内のコンビニに広がるといい。	認知症高齢者が地域で安心して暮らせるよう、区内に多数の店舗があるコンビニとの連携を進めます。コンビニの従業員等を対象に、「ニプロ」を活用した認知症対応研修を実施し、地域の見守り体制を強化します。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
125	高齢者の見守り	コンビニや薬局と連携した介護予防・地域の見守りについて、コンビニや薬局で働く側の負担に問題があるのではないかと。連携の範囲や協働の主体が誰なのか明確にする必要がある。	地域包括支援センターが実施している「出張型街かどケアカフェ事業」を、新たに区民にとって身近なコンビニや薬局と連携し、イートインスペースや待合室を活用して実施します。 実施にあたっては、コンビニや薬局の営業に支障とならないよう配慮のうえ、地域包括支援センターが主体となって事業を実施します。	
126	高齢者の見守り	団塊の世代の一人として、区が高齢者の地域包括ケアシステムの充実に取り組んでいることに感謝している。コンビニと連携することは妙案である。若いスタッフも働いているので高齢者には良い刺激になると思う。	自宅近くの身近な場で、自ら介護予防を実践したいとの声にお応えするため、区民にとって身近なコンビニや薬局と連携し、イートインスペースや待合室を活用した、新たなスタイルの街かどケアカフェを実施します。 また、認知症高齢者が地域で安心して暮らせるよう、コンビニの従業員等を対象に、「ニンプロ」を活用した認知症対応研修を実施し、地域の見守り体制を強化します。	
127	介護人材	介護の仕事現場で働かれている人はかなり体を壊される方が多い。区として対策してほしい。 介護事業者が介護機器を共同購入できる仕組みや専門人材を融通し合う仕組みなど、ネットワーク化に力を入れたほうがいい。	区は、区内の介護事業者で構成される練馬区介護サービス事業者連絡協議会と定期的な協議の場や研修、勉強会などの機会を設け、情報の共有や事業者間の連携強化等を進めています。 こうした場での事業者の意見も踏まえ、身体的な負担を軽減するための取組みとして、介護ロボットの導入支援や介護支援用具の配布を実施しました。 また、練馬介護人材育成・研修センターでは、腰痛予防の研修を実施するなど、職場環境の改善に繋がる支援に取り組んでいます。 今年度、新たに都が開始した事業協働組合の設立支援の状況を見ながら、区の対応について事業者と協議していきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
128	介護	「充実した人生はそれぞれの価値観によって異なります。多様なニーズに応じた支援が必要です。」との記載があるが、多様なニーズを口実に介護保険サービスが利用しづらくなっては困る。必要な人や家族に対して行政として必要な支援を行うことを明記すべき。	区は、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターを平成30年4月に25か所に再編し、医療と介護の相談窓口を設置しました。支援が必要な高齢者の相談体制を強化し、介護保険サービスに繋げています。 センターをより身近で利用しやすい窓口とするため、区立施設等への移転、増設、担当区域の見直し等を行うことや、特別養護老人ホーム等の施設整備・在宅サービスの充実などに取り組んでいきます。	
129	元気高齢者	元気な高齢者でいるため、今からできることは何か。はっきり積極的にビジョンに示してほしい。	健康でいきいきと暮らし続けるためには、元気なうちから介護予防や健康づくりに取り組むことが重要です。 区は、高齢者が身近な場所で健康づくりや介護予防に取り組めるよう、高齢者の交流・相談・介護予防の拠点「街かどケアカフェ」や高齢者と地域団体をつなぐ「はつらつシニアクラブ」などの区独自の介護予防事業を、区民との協働により進めています。 さらに、介護予防手帳「はつらつライフ手帳」を発行するなど、高齢者の自主的な介護予防活動の支援を充実します。	
130	介護予防	特別養護老人ホームの増設も重要だが、病気にならず元気でいられるための施策を充実してほしい。		
131	介護予防	人と群れるのを嫌う高齢者(特に男性)が楽しめるまちづくりも大切になると思う。	街かどケアカフェは、お茶を飲みながら介護予防について学んだり、健康について相談することができる地域の拠点です。今後、出張所の跡施設や地域サロン等を活用し、増設していきます。 また、地域の高齢者のための施設として、60歳以上の区民の方であれば無料で利用できるはつらつセンターを4か所、敬老館を12か所運営しています。 いずれも、お一人でも気軽に立ち寄り利用いただけます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
132	介護予防	<p>要介護認定をうけていない高齢者が元気で健康増進し生きがいを持って社会に参加すること、高齢者が多くなっても、地域に活力があり続けること大切。</p> <p>私は、地域で外国語を教えているが、外国語でコミュニケーションできる高齢者を一人でも多くする介護予防と元気高齢者の推進を提案する。</p>	<p>高齢者が生きがいを持って社会参加活動に取り組むことは、高齢者の健康増進や介護予防だけでなく、活力ある地域社会の維持にもつながるものと考えます。</p> <p>区は、高齢者の地域活動への参加を後押しするため、趣味や特技を活かした地域活動を応援する「はつらつシニア活躍応援塾」を開始します。高齢者が外国語など、これまでに身に付けた特技を活かして、はつらつセンターや敬老館などで講師をする等、地域で活躍できる場を設けます。</p>	
133	元気高齢者	<p>元気高齢者を地域・学校ともマッチングしてほしい。現在PTAが担っている登下校時の旗振り・防犯パトロールを地域の高齢者がおこなう組織作りをしてほしい。</p>	<p>区は、高齢者の地域での活動を支援するため、生活支援の担い手を育成する「高齢者支え合いサポーター育成研修」を実施するほか、シルバー人材センターと連携し、軽易な家事援助を地域の高齢者が担う「シルバーサポート事業」や、特別養護老人ホームで清掃や洗濯等の軽作業を担う「元気高齢者の介護施設業務補助事業」を実施しています。</p> <p>来年度、新たに、趣味や特技を活かした地域活動を応援する「はつらつシニア活躍応援塾」を開始します。</p> <p>旗振りなどの児童通学案内等業務については、シルバー人材センターへの委託により、地域の高齢者が区内全小学校(65校)で実施しています。</p>	
134	元気高齢者	<p>地域活動のしやすさ(自由参加など義務を課さない)など、地域差が少なくなるよう仕組み作りや指針を設けてほしい。</p>	<p>区は、高齢者の地域での活動を支援するため、生活支援の担い手を育成する「高齢者支え合いサポーター育成研修」を実施するほか、シルバー人材センターと連携し、軽易な家事援助を地域の高齢者が担う「シルバーサポート事業」や、特別養護老人ホームで清掃や洗濯等の軽作業を担う「元気高齢者の介護施設業務補助事業」を実施しています。</p> <p>来年度、新たに、趣味や特技を活かした地域活動を応援する「はつらつシニア活躍応援塾」を開始します。</p> <p>今後も、高齢者が様々なかたちで地域活動に参加できるよう、多様なニーズに応じた支援を行っていきます。</p>	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
135	介護予防	身近な地域に気軽に体操などができる場を増やして欲しい。	はつらつセンター・敬老館では、年間を通して、介護予防・健康づくりのための体操などを実施しており、多くの高齢者にご利用いただいています。 このほか、はつらつシニアクラブ、コンビニや薬局と連携した「街かどケアカフェ」を実施し、自宅近くで気軽に参加できる場を増やしていきます。	
136	高齢者の見守り	普段から仲間と薬局で話をすることが多い。薬局などを活用して高齢者の居場所を広げていくのは素晴らしい。	交流・相談・介護予防の拠点となる「街かどケアカフェ」を、出張所の跡施設や地域サロン等を活用し、増設していきます。 自宅近くで自ら介護予防を実践したいと高齢者の声にお応えするため、地域包括支援センターが実施している「出張型街かどケアカフェ事業」を、これまでの区立施設等に加え、新たに区内のコンビニや薬局と連携し、イートインスペースや待合室を活用して実施します。 また、高齢者の見守り、買い物を支援するコンビニの移動販売事業と連携した「出張型街かどケアカフェ」を実施します。	
137	街かどケアカフェ	家の近くに街かどケアカフェがないので、もっと増やして欲しい。		
138	街かどケアカフェ	街かどケアカフェは、「地域の方がふらっと立ち寄れる」施設との事だが、高齢者の利用者が多いとそれ以外の世代が利用しづらくなる。施設の運営にあたっては、多くの世代が交流できるよう、特に若い世代からの意見・アイデアを取り入れるようにしてほしい。	「街かどケアカフェ」は、世代を問わず、地域住民が気軽に立ち寄れる場です。高齢者向けの介護予防や健康増進のイベントを多く実施していますが、絵本の読み聞かせや近隣の保育園との交流など、多世代交流の取組も実施しています。 今後も、様々な世代の方々のご意見を伺いながら、地域の皆様が利用しやすい事業運営を行ってまいります。	
139	介護予防	介護予防手帳を発行する際は、区報等で知らせてほしい。	介護予防手帳の発行に当たっては、区報やホームページ等でお知らせするほか、65歳になる方には個別に送付し、高齢者の自主的な健康づくりや介護予防を支援していきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
140	元気高齢者	無料で利用できるはつらつセンターという施設があることを初めて知った。今後は利用したいと思うが、周知が足りないのではないか。	はつらつセンターについては、区報や区ホームページで施設案内や主催事業を掲載するほか、利用案内パンフレットを図書館、地区区民館などの区立施設で配布し、周知に努めているところです。 いただいたご意見を踏まえ、今後、パンフレット配布場所を増やすなど、周知機会の拡大に努めていきます。	
141	介護予防	当団体は10年前から、高齢者が運営する側となり様々な取組を行ってきた。高齢者が仕事に責任や生きがいを感じてもらえるよう、無償ではなく、有償ボランティア制度を取り入れている。 区の高齢者向けの取組においても、高齢者が「生きがい」や「責任」が感じられるような工夫が必要だと考える。	元気な高齢者が、責任や生きがいを感じながら、働き続けることや、地域で社会参加活動することは、健康増進や介護予防だけでなく、活力ある地域社会の維持にもつながると考えます。 区は、来年度から高齢者の就業機会の拡大を図る「シニアセカンドキャリア応援プロジェクト」や高齢者の地域活動への参加を後押しする「はつらつシニア応援プロジェクト」などに取り組み、元気高齢者の活躍を推進していきます。	
142	介護予防	父親が地域の手伝いをしているが、加齢とともに参加が難しくなった。男性が参加しやすい介護予防の活動を充実してほしい。	平成28年度に区が実施した高齢者基礎調査によると、参加しやすい介護予防の取組として、ウォーキングやジョギングの人气が高く、特に男性では一番高くなっています。この結果を受けて、区では平成30年度にウォーキング事業「ねりまちウォーキングクラブ」を開始しました。平成31年度は区内4カ所のはつらつセンターに拡大して実施します。	
143	介護予防	高齢者を元気にし、町を活性化する対策として、北名古屋市では市をあげて「回想法」に取り組んでおり、その成果は全国レベルで高く評価されているが、そのような取り組みを練馬区もやるべきである。	区は、認知機能の低下の予防・遅延化を狙いとして、地域の方が主体的に活動に取り組むことができる認知症予防プログラムを実施しています。内容は、東京都健康長寿医療センターの研究や事業を参考に、公募区民や医療・介護関係者で構成される在宅療養推進協議会の認知症専門部会などでご意見を伺いながら選定しており、現在は、パソコン、絵本読み聞かせ、デュアルタスクトレーニングの3つのコースを実施しています。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
144	元気高齢者	自立支援問題は、高齢化社会における喫緊の課題であると考えます。元気な高齢者を「人生経験豊富な人材」と捉え社会参加する方策を協働して考える委員会を立ち上げるべき。	区は、区長の附属機関として公募区民や医療、介護、福祉関係者などで構成される介護保険運営協議会を設置し、元気高齢者の活躍の推進を含む高齢者福祉に関する様々な施策について検討しています。 来年度から高齢者の就業機会の拡大を図る「シニアセカンドキャリア応援プロジェクト」や高齢者の地域活動への参加を後押しする「はつらつシニア応援プロジェクト」などに取り組み、元気高齢者の活躍を推進します。	

施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち

145	障害者施設	重度障害者を預けられる施設を計画していただき大変感謝している。 区にとっても経験のない施設の整備だと不安も大きいと思う。整備にあたっては事前調査、研修をしたうえでお願いしたい。 障害の特性を理解も頂き、良い施設となるようご配慮いただきたい。	区は、重度障害者施設を整備する事業者に、障害特性を踏まえた整備ができるよう支援します。 適切な支援ができるよう、利用者の状況を事前に確認し、事業者伝えていきます。	
146	障害者施設	重度障害者グループホームの整備を進めるとあるが、作業所に通所するような中軽度障害者向けのグループホームについてはどう考えているか。	中軽度の方を対象としたグループホームについても、引き続き整備を進めていきます。	
147	障害者施設	北町2丁目の公有地を活用した重度障害者グループホームの整備は進んでいるのか。また、それは通過型か。	北町2丁目の公有地を活用して、10室程度の滞在型の重度障害者グループホームを整備します。相談支援とショートステイを備えた地域生活支援拠点に位置付け、平成32年度開設を目指します。	
148	障害者施設	障害者の住まいの確保として、重度障害者グループホームの整備が進められることを心強く思う。 現在計画されている北町と石神井町福祉園跡地だけでは足りないため、区有地、公有地の活用や他施設との併用等、重度障害者グループホームの誘致を更に進めてほしい。	公有地等への誘致だけでなく、民間事業者による整備が進むよう、障害者グループホームの開設や運営に必要な支援について検討していきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
149	医療的ケア	「医療的ケアに対応したショートステイの整備」について、24時間のケアを必要とする障害者の家族だけを対象とするように読める。24時間のケアは必要ではないが、医療的ケア対応の病棟を選択せざるを得ない障害者もいる。支援の手から漏れることが無いよう、医療的ケアを必要とする全ての障害者が利用できるようにしてほしい。	医療的ケアに対応したショートステイの整備については、医療的ケアが必要な方のうち、24時間のケアが必要な方に限らず受け入れができるように取組を検討します。ついでに「24時間の医療的ケアをしている」の文言を削除します。	
150	医療的ケア	区内に医療的ケアに対応した短期入所の整備をお願いしてきた。今回のビジョンに載せていただき、区が区民ニーズに応えようとしている姿勢に感銘し、心から感謝する。この施策が実現するよう課題解決に向けて協働していきたい。	計画の実現に向けて、着実に取り組んでいきます。	
151	医療的ケア	医療的ケアに対応したショートステイの整備について戦略計画に記載していただいたことを深く感謝する。実現することを切に望んでいる。		
152	医療的ケア	医療的ケア児への支援にあたり、医療にも精通したコーディネーターがいると本人や家族も安心した地域生活を送ることができる。ニーズを深掘りしてもらいたい。	相談支援専門員等が医療的ケア児のニーズを深く把握できるよう、相談支援のスキルアップのための研修のさらなる充実を図っていきます。	
153	障害者施設	子どもの通所先施設が休みで生活リズムが崩れ夜眠れない時などは、親の高齢化もあり、子どもとの生活に限界を感じることもある。 そのような時のため、土、日のショートステイの受け入れ先を増やしてほしい。一刻も早く医療的ケアに対応する短期入所を整備してほしい。	北町二丁目の公有地を活用して、10室程度の重度障害者グループホームを整備します。相談支援とショートステイを備えた地域生活支援拠点に位置付け、平成32年度開設を目指します。 医療的ケアをしている家族の負担軽減のため、医療的ケアに対応したショートステイの整備を検討します。	
154	障害者施設	障害者支援施設について、日中活動の施設が高野台に新設されるとのことだが、それでもなお不足していると感じる。	平成34年度を目途に旧高野台運動場用地を活用し、生活介護施設を整備します。 日中活動施設については、今後も障害者のニーズを踏まえながら民間事業者と協力して整備を進めます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
155	障害者サービス	障害者の地域移行には生活の場と併せて日中の通所場所、移動手段の確保が重要である。移動をサポートするヘルパーは通所には利用できないため何万円も自己負担してヘルパーを入れている利用者もいる。新宿、世田谷では利用が可能であるので、検討してほしい。	日中活動系の障害福祉サービスについては、事業者の送迎を評価する報酬上の仕組みがあることから、第一義的には事業者が送迎手段の確保を行うべきと考えています。 一方、移動支援事業については、通年かつ長期にわたる外出は対象外としているものの、障害者が真に必要とする移動について柔軟な対応ができるよう努めています。	
156	障害者の就労	障害の重い方であっても、就労移行支援を利用したいと考える人もいると思う。その人の希望に応えられるよう、対応を検討してほしい。	就労を希望する方の状況に合わせて、適切なサービスが利用できるよう、関係機関と連携して取り組んでいきます。	
157	障害者の就労	福祉作業所の機能の見直しとは、福祉園に似た機能を持つようになるということか。「通所・作業・工賃」という福祉作業所の根本が変更になってしまうのか。作業が簡単になりすぎていくことも心配である。 また、農作物の加工・販売とあるが、福祉作業所の商品は高いので、うまく販売できるのか。	高齢化や重度化により利用者の状況が変わってきています。高齢化や重度化に対応するためにはどのような機能が必要か、利用者やご家族の意見を伺いながら検討していきます。 商品の作成・販売については、作業所ごとに付加価値をつけ、それに合わせた価格設定を行っています。農作物も同様の方法で、売上げ増を目指すことが必要になると考えています。	
158	農福連携	農業地として登録されながらの休耕地が散見される。休耕地を希望する福祉団体に貸し出すとか、農業ノウハウのある地域の有識者で農業教室のようなものをしてほしい。	「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が平成30年9月に施行され、生産緑地の貸借が可能となりました。この法律を活用した貸借を進めていきます。また、区内農業者を講師として農業を学ぶ、農の学校事業を実施しています。	
159	農福連携	農福連携について、農業には情緒や精神安定などの効果が期待できるが、就労先がなかなか見つからないという課題がある。	障害者の方々による農作物の収穫や加工・販売作業を拡充し、障害者が働ける場の確保を図ります。 また、障害者施設と地元の農業者等が協働で運営し、地域の障害者支援の拠点となる福祉連携農園について検討を進めます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
160	農福連携	福祉連携農園について、現在すでに構想はあるのか。農業と障害者が連携するというイメージが湧きにくい。	現在、農業者とNPO法人等が運営する福祉作業所が連携し、障害特性に合わせた作業に取り組み、農産物の収穫や販売、ジャムやスープなどの加工品づくりを行っています。引き続き、農福連携を希望する団体等と農業者のマッチングに取り組みます。 福祉連携農園については今後検討を進めます。	
161	障害児支援	障害児の早期療育体制の充実とあわせて、ライフステージに沿った支援体制を整えてほしい。	外出が困難な重度障害児が自宅で療育を受ける居宅訪問型児童発達支援事業を新たに開始します。また、保育所等に通園する障害児が適切な支援を受けられるよう、保育所等訪問支援事業により専門的な助言を行うなど、障害児の早期療育体制を充実します。今後も、障害者の方のライフステージに応じたサービスの提供に取り組んでまいります。	
162	障害児支援	障がい児を安心して預けられる認可保育園増設を明記すべき。これまでに民間委託した認可保育園では障がい児を受け入れない所があった。	区立保育園では、直営・委託にかかわらず、受入可能人数の範囲内で障害児のお子さんを保育しております。また、私立保育園につきましても、各園の状況により、障害児のお子さんを保育しております。	
163	障害児支援	きめ細やかなサービスを受けながら地域で暮らせる体制を充実します。の項目に「障がいを持ったお子さんが預けられる統合保育を実施する認可保育園を増園します」と明記すべき。	認可保育所では、現在も統合保育を実施しており、引き続き障害児の受入れを進めていきます。	
164	障害児支援	医療的ケア児の受け入れ体制の充実にあたっては、特別支援教育のセンター校である都立大泉特別支援学校との連携を深め、さらに体制を充実させてほしい。	区では、「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」に基づき、医療的ケア児の受入をしています。医療的ケア児の受け入れ体制の充実に向けて、関係機関との連携についても検討してまいります。	
165	障害児支援	近年、障害児の増加により、こども発達支援センターで相談を受けられるまでかなりの時間がかかる。センターの相談体制をさらに強化してほしい。	こども発達支援センターでは、平成30年度より、医師1名、相談員2名を増員しました。 保護者の不安解消、待機期間の短縮、早期療育等の適切な支援につなげるとともに、課題解決に継続的に取り組んでいます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
166	障害者施設	「障害」は「障がい」と表記すべき。	「障害」の表記については様々な意見があります。多くの方々のご意見をいただきながら、引き続き検討していきます。	
167	障害児施設	高齢重度障害者も、地域の中で心地良い雰囲気でも過ごしたいとの思いがある。高齢者が障害者を世話する、小さい子が声掛けする、そんな場所がほしい。痰の吸引や胃ろうなど、医療的ケアに対応する人材を配置し、障害者も笑顔にする地域にしてほしい。	区内4か所の障害者地域生活支援センターにおいて、地域との交流が進むよう運営を充実していきます。 医療的ケアの実施については、まずは安全に受け入れるための課題の整理が必要と考えています。	
168	障害者施設	区独自の障がい者施設(入所形式)の建設をすすめるべき。	民間事業所による重度障害者グループホームの整備を促進するなど、障害者の住まいの確保に取り組みます。	
169	障害者施設	都が医療的ケアの施設を後退させている現状を踏まえ、区独自に障がい者施設をつくることを明記すべき。	重度障害者の通所施設として、平成34年度を目途に旧高野台運動場用地を活用し、生活介護施設を整備します。 障害者施設の整備については、今後も障害者のニーズを踏まえながら民間事業者と協力して、整備を進めます。	
170	福祉人材	計画を適切に実施していくためには、人材教育が欠かせないと思うが、どのように考えているか。	計画を適切に実行していくためには、福祉人材の育成が必要と考えています。練馬障害福祉人材育成・研修センターの研修内容を充実し、人材育成を支援していきます。	
171	障害者施設	区内の短期入所に申し込んだところ、女性職員の配置が出来ないという理由で受け入れてもらえなかった。区は民間事業所の状況を把握し、人材確保の支援してほしい。	今年度実施した介護・障害福祉労働実態調査の結果を踏まえ、福祉人材の確保事業を実施していきます。また、引き続き練馬介護人材育成・研修センターと練馬障害福祉人材育成・研修センターの共催の合同面接会開催等により人材確保を支援していきます。	
172	ひとり親	母子家庭の貧困対策として、働く場、能力アップできる機会を提供してほしい。	相対的な貧困率が高いひとり親家庭を対象に、生活・就労・子育ての3つの支援を組み合わせて提供する「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」を実施しています。 就労支援として、就職に向けて相談事業やパソコン講習会等の技術向上に繋がる支援を行っています。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
173	ひとり親	ひとり親家庭総合相談窓口における法律相談の実施はとても良い。ただし、弁護士に何をどのように相談したらよいか分からない相談者もいるのではないかと。	離婚手続きや子どもの養育費、親権問題などのより複雑な課題を抱えている家庭に対し、専門的なアドバイスを行うため、総合相談窓口に弁護士を配置します。 法律相談にあたっては、総合相談窓口の専門相談員が相談者の現状や課題を把握し、弁護士に相談する内容を整理します。弁護士と専門相談員が連携し適切な相談が受けられるようにしていきます。	
174	ひとり親	ひとり親家庭向け出張相談の実施は、素晴らしいと思う。しかし、唐突な訪問相談は現実的でないと思われるので、相談にあたっては、関係者からのつながりが必要である。	小さな子どもを抱えるひとり親家庭など相談に来ることが難しい家庭を早期段階からサポートするため、専門相談員による出張相談(アウトリーチ)を実施し、必要な支援につなげます。 出張相談にあたっては、関係部署との連携により、対象となる家庭に出張相談の案内を行い、希望のあった家庭を訪問していきます。	
175	生活保護	素晴らしいビジョンだが、財源についてどう考えているのか。生活保護受給者が増える中、就労支援はどうなっているか。支出を抑えるビジョンはあるのか。	サービスの持続可能性を考慮し、必要な事業を安定的、継続的に行っていくため、国や都の補助金など、財源の確保に努めています。 ケースワーカー等を増員し、就労自立の促進を重点項目として、生活保護受給者の稼働能力を組織的に検討し、適切な支援につなげていきます。	
176	病院	練馬区内の病院を増やしてほしい。	区内の病院配置状況を考慮しながら、今後の医療需要等を見据えた医療機能を有する新たな病院の誘致を目指していきます。	
177	病院	練馬区内の病床が足りないということで増床を計画しているが、近隣の自治体を含め、広い視点で計画しないと無駄になるのではないかと。 在宅医療の充実を目指すことが現実的であり、重要な施策と考える。	病床の確保については、東京都地域医療構想を踏まえて、検討していきます。 また、誰もが安心して在宅で療養生活を送れるよう、在宅医療の提供体制の充実に向けて練馬区医師会や医療機関とともに取り組んでいきます。	
178	病院	医療は、練馬区単独で何かやろうとするのではなく、他区と連携した取組みも重要であると考えます。	区内には病院・病床が少ないため、区民が住み慣れた地域で安心して医療が受けられるよう、病床の確保に向け引き続き取り組みます。併せて、近隣自治体の医療機関との連携も進めていきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
179	病院	休日に具合が悪くなった時、どの病院で診てもらえるのかわからなくて困った。練馬に病院が少ないことを知らなかったが、自分がその立場になってみて近くでないことを実感した。	休日急患診療所や休日診療当番医療機関の案内は、現在、区ホームページや区報などで周知しています。よりわかりやすい周知を検討します。	
180	病院	練馬光が丘病院にレストランを入れてほしい。	運営主体に対し、ご要望をお伝えします。	
181	病院	西南地域に救急医療を持つ大規模病院の整備を望む。例えば、上石神井団地や鉄道の立体化に伴い跡地利用が出てくるであろう西武鉄道上石神井車両基地あたりに整備はできないか。	区内の病院配置状況を考慮しながら、今後の医療需要等を見据えた医療機能を有する新たな病院の誘致を目指していきます。	
182	病院	病床確保について「東京都地域医療構想」に関する記述がないが、触れるべきではないか。	病床確保に当たっては、東京都地域医療構想を踏まえて取り組む旨、追記します。	
183	病院	病床増とともに、障害者への理解等を含め安心して利用できる病院づくりをしてほしい。	障害者やその家族の方が安心して医療が受けられるよう、機会を捉えて医療機関に対し働きかけをしていきます。	
184	病院	障害者が受診・入院する度に付き添いの家族は障害特性の理解を求めするために大変な苦労を繰り返している。病院職員に障害者に詳しい職員を常時配置することは病院にとっても障害者にとってもメリットになるので、ぜひ実現してほしい	障害者やその家族の方が安心して医療が受けられるよう、機会を捉えて医療機関に対し働きかけをしていきます。	
185	みどり健康プロジェクト	ねりまちてくてくサプリは、横浜市のポイント制のようにもっとインセンティブがほしい。	ポイントの管理に多額のコストが掛かるため、ポイント制はとっていませんが、期間内に一定の歩数になると、飲食店等の協力事業所から特典が得られるなど、日常的に楽しく健康づくりを続けられる事業を実施していきます。	
186	みどり健康プロジェクト	「みどりや都市農業など練馬の魅力を楽しみながらの健康づくりを進める」とあるが、あまりにも一方的で偏っている。健康づくりはもっと多面的であるべきだ。 健康管理アプリは、何かがもらえる程度のものならやめたほうがよい。	(仮称)みどり健康プロジェクトは、働き盛りの世代など多忙な方も生活の中で楽しく健康づくりに取り組めるよう、みどりや農など、練馬らしさや練馬の魅力を活用した健康づくり事業を地域団体等と連携して実施するものです。健康管理アプリもその方法の一つです。 健康づくり事業は、この他にも健康づくり総合計画に基づき、ライフステージや健康課題に応じた様々な取組を行っています。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
187	健康教育	健康教育について区独自の資料を作成するのではなく、国や都の資料を活用してほしい。	子どもの頃から正しい健康習慣への理解を深めることができるよう、国や都の資料等も積極的に活用し、健康習慣、がん、感染症等に関する教材を作成していきます。	
188	健診	がん検診などの受診率が下がっている。特定健診などの受診率向上のため、当団体としてできることは協力したい。	医師会等と協力して受診環境の改善に取り組んでいきます。身近な医療機関として、普及啓発へのご協力をお願いします。	
189	健診	健診の受診対象者に働きかけをしても受診率が上がらないのであれば、対象者の家族など周囲の方に働きかけをはいかがでしょうか。	子どもに対する健康教育など、様々な機会を捉えて健診の重要性を伝えていきます。	
190	健診	健診(検診)について区民から多く寄せられる質問を、健診案内にFAQとして掲載してはどうか。	FAQは、現在区HPに掲載しています。健診案内への掲載については、今後検討します。	
191	健診	健診(検診)について、区民の要望でも実現できないことがあることや、健診の趣旨を区から区民に対して周知すべきである。	早期発見による死亡率低下や医療費抑制といった健診(検診)の趣旨を周知していきます。区民の要望でも実現できないことは、理由を分かりやすく説明するよう努めています。	
192	健診	がん検診の受診率を上げることを優先すべきと考えるが、区は受診率が上がらない要因をわかっていないのではないかと。	受診しない要因について、アンケートの結果では多忙のためという回答の割合が多くなっています。アンケート結果を参考に、受診環境の整備に努めていきます。	
193	健診	がん検診を受診しても発見できないことがあることを案内してほしい。	がん検診は早期発見につながるということと合わせて、1回の検診で100%見つかるわけではないことを検診案内等で周知していきます。	
194	健診	「健康格差」の解消に向け、国や自治体で取り組んでいるところがある。特にイギリス(ロンドン)では成果が上がっているの、区でも参考にしたらよいと思う。	都では、区市町村間の健康寿命の差を縮小することを健康格差縮小の目標指標としています。区は、都や他自治体の取り組みを踏まえ、健康寿命の延伸に向けた環境整備等の検討を進めていきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
195	予防接種	収入に関わらずインフルエンザの予防接種の助成を子どもにも出してほしい。	高齢者以外のインフルエンザ予防接種は、国の定める定期予防接種の対象になっておらず、子どもに助成対象を拡大することは困難な状況です。	
施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち				
196	防災	練馬区では地震破壊以上に火事と延焼が心配なので木密地域の解消は最重要である。	これまで、密集住宅市街地整備促進事業に取り組むなど、災害に強いまちづくりを進めてきました。現在、区内3地区で事業を実施しています。江古田北部地区と北町地区は平成31年度までに終了し、貫井・富士見台地区では、引き続き事業を進めるとともに、新たに1地区で事業に着手します。	
197	防災	「防災まちづくり推進地区にブロック塀等の撤去」と記載があるが、区の助成としてどのように検討しているか。区民の方から聞かれることが多いため、助成制度を充実させてほしい。	防災まちづくり推進地区においては、狭あい道路等の拡幅、ブロック塀等の撤去、老朽木造住宅の建替え促進等に取り組む予定です。このうち、道路沿いのブロック塀に関しては、現在、狭あい道路等の拡幅整備費用助成や生け垣化助成により撤去費の助成を行っています。今後、事業開始に向け、ブロック塀撤去の支援制度の充実等、事業制度の検討を行います。	
198	防災	「公共施設を活用し雨水浸透施設の設置を推進します」とあるが、並行して、各家庭の雨水浸透マスの設置奨励を今以上に予算を増やして取り組むべき。	区では各戸への雨水浸透施設の設置費用を助成しています。また、浸水対策の必要性や助成制度について、広く知っていただくため、区報掲載や各種イベントでのPR活動に取り組んでいます。今後も、区民の皆様に広く知っていただくため、PR活動に積極的に取り組んでいきます。	
199	防災	水害対策では河川の改修に加え調節池づくりが進められているが、住宅を新築する場合の雨水排水を敷地内浸透に義務化することまではするべき。	練馬区まちづくり条例において、開発区域が500㎡以上となる事業に対し、雨水流出抑制施設の設置を義務付けています。また、それ以下の事業についても、要綱を定め指導しています。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
200	防災ほか	大泉地区の大型調整池の建設をするべきか。費用対効果はどのようになるのか。この地域に武蔵野の森を復活させ自然豊かな環境にすることが必要。	各河川に計画されている調節池については、東京都が事業を実施します。区は東京都に対して、調節池の整備にあたり地域住民の意見を踏まえ、生態系、水循環等の自然環境に十分配慮し、地域の個性を生かした計画とするよう要請しています。 なお、大泉井頭公園では、「水辺空間の創出」をテーマに公園の拡張・整備に着手します。	
201	防災	自助、共助の役割がますます重要とあるが、住民の福祉向上をするのが自治体なのだから公助の限界をあげるのは責任放棄である。住民の暮らしと安全を保障するために全力をあげるのが自治体の役割と明記すべき。	練馬区地域防災計画において、区民の生命、身体および財産を災害から守ることは、区の責務と明記しており、防災対策には全力で取り組んでいます。一方で、広範囲に、かつ多くの地域で同時に被害が発生する地震などの大規模災害の際、行政機関だけの対応では限界があると指摘されています。 東日本大震災などの近年の大規模災害からも自助や共助が極めて重要なことが明らかになっており、区民防災組織等の自主的な防災への取り組みを支援していきます。	
202	防災	3.11東日本災害、北海道地震と大停電等、自然災害では自治体の公務員の役割が再認識された。攻めの防災をするためにも公務員の確保は重要なので、削減はやめて一定数確保することを明記すべき。	練馬区では、災害の規模に応じて職員を動員していく体制を構築しています。また、自治体や各種団体と災害協定を締結し、災害に備えています。	
203	防災	老朽化した水道管破損による液状化問題も危険マップ作製時の検討課題に加えるべき。 嘗ての田んぼや低地の埋め立て造成による住宅地は、札幌と同じ課題を抱えており、危険マップ作製時の検討課題に加えるべき。	地域別防災マップの作成にあたっては、今後、地域住民の皆様とのまちあるきなどのワークショップ等を通じ、マップに掲載すべき地域の危険因子等について地域住民の皆様とともに検討してまいります。	
204	防災	VR技術の活用は先進的な啓発ではあるが、まだまだアナログを必要としている区民が多数いるので丁寧な啓発の取組も必要である。	VR技術の活用については、より災害を身近に体験していただくことで、災害に対する自助を促すツールとして考えています。また、様々な防災意識の啓発活動にとっても汎用性があると考えています。一方、区では、区民ニーズや防災活動のレベルに合わせた防災講話や防災体験等を実施しており、引き続きVRに偏ることなく防災意識の向上へ努めていきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
205	防災	地域コミュニティの多様性を認めるのであれば、任意団体や個人の主体的な取り組みも活用し、新たな連携や緩やかに町会・自治会とのネットワークづくりを進めていくことで、協働の担い手の主体的な広がりを期待できるのではないかと。	区民防災組織には、主に町会・自治会を母体とする防災会以外にも避難拠点運営連絡会、防災に関する普及活動を行っている団体、市民消防隊なども含まれています。 また、防災学習センターでは、区民の防災に対する知識や意識の向上を図っているほか、地域で活動する人材を育成するために、ねりま防災カレッジ事業を実施するなど、個人の活動も支援しています。	
206	防災	災害時、高齢者やペットのいる家庭など多様な世帯に対応できるように、マンホールトイレやテントが設置できる防災公園をたくさん作ってほしい。	震度5弱以上の地震が発生したときは、区内の小中学校において避難拠点を開設し、避難者を受け入れます。避難拠点での避難生活が困難な高齢者や障害者は、福祉避難所へ受け入れを要請します。 また、ペットについては、避難拠点への同行避難を呼びかけており、避難者同士でペットの世話をするなど、避難生活に支障がないよう対応していきます。 公園への災害時に必要な施設の設置については、地域住民による自主的な管理とあわせて検討していきます。	
207	防災	災害時に支援が必要とされる子育て中の親子、働いている親などが安心して避難できる場を避難拠点以外にも確保できるよう求める。	乳幼児や妊産婦など配慮が必要な方も避難拠点で受け入れを行います。こうした方々については、専用のスペースを確保するなど、各避難拠点において一定のルールづくりを進めています。	
208	防災	避難拠点の訓練等で障がい者、外国人、性的少数者など配慮が必要な当事者の意見を聞きながら、計画の見直しや実効性のある訓練の実施をコーディネートすることが必要である。	各避難拠点では、それぞれの課題に即した訓練を行っています。その中で、障害者など特に配慮が必要な方々に対する訓練も実施しています。引き続き、各避難拠点の取り組みを支援していきます。	
209	防災	要支援者名簿の対象が広がり、登録人数も増えることが予想されるため、福祉的視点で具体的にどう支援体制をつくっていくのか見通しを示すべきである。	災害時の要支援者への支援体制を強化するため、避難拠点を中心とした安否確認を行う仕組みを作るとともに、協定を締結した介護・障害福祉サービス事業者との協力関係づくりに努めています。	
210	防災	防災は、練馬区単独で何かやろうとするのではなく、他区との連携みたいなものが重要であると考えている。	近隣の区市の方が避難してきた際、お互いの避難所に受け入れるよう、防災協定を締結しています。23区や隣接市とも協定を締結しており、日頃から情報を共有して連携していきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
211	防災	エリアによっては共同住宅を対象に地域の主体的な活動になるよう働きかけ、支援する体制が必要。	区内には災害時に地域を守る活動を目的とした防災会が組織されています。この中には共同住宅において組織されている防災会も多数存在します。区ではこれらの区民防災組織の育成・指導や新たな組織の結成を支援しております。	
212	防災	軽可搬ポンプ操法講習会では、「軽可搬ポンプ操法大会の参加は任意」としているが、負担に感じている参加者もいる。訓練の強化として、新たな企画も必要であるが、既存の訓練の見直しや再考による強化が必要と考える。	区が行う既存の防災訓練は、地域防災力の更なる向上につながるよう、また、より多くの区民が参加できるよう、随時内容を見直しながら実施しています。軽可搬ポンプ操法講習会についても引き続きより多くの方が参加しやすくなるよう内容を検討していきます。	
213	防災	駅や公共施設等に太陽光発電によるタッチパネル方式のデジタル画面を設置することで災害時の情報発信に活用できる。	災害時の情報発信のツールについては、ホームページやメール、SNSなどを活用する方法を現在検討しているところです。	
214	防災	「攻めの防災」というのであれば、最大リスク回避である原発廃炉を国に求めるべき。	原子力発電を含めた、電源構成に関することは国の政策と考えています。区としては地域のリスクに応じた攻めの防災に取り組んでいきます。	
215	道路整備	道路整備を進めて通過交通が生活道路に入らないようにしてほしい。	平成28年3月に策定した第四次事業化計画において、区内18.5kmの都市計画道路を優先整備路線に位置付けました。今後5年間で約14kmの事業着手に向け取り組みます。	
216	道路整備	「都市計画道路の整備等・・・関係者の理解を求めながら着実に進めていきます。」とあるが住民を追い出したり、お年寄りや身体の弱い人が暮らしにくい街と道路建設はしません、と明記すべき。計画道路は住民との話し合いを最後まで貫くことを区の姿勢として明記すべき。	都市計画道路は、道路交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。また、東京全体のネットワークを形成するものであり、それらの整備は、区の発展に必要不可欠です。事業に際しては、事業地域の方々へ丁寧に説明し、意見を伺いながら進めていきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
217	道路整備	インフラ整備の名のもとに緑と環境が破壊され、区民が住み慣れた土地から追われた。子供やお年寄りに優しい街づくりを進める、そのために都市インフラの名のもとで強引な都市計画道路をすすめないことを明記すべき。	都市計画道路は、道路交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。また、東京全体のネットワークを形成するものでもあり、その整備は区の発展に必要不可欠です。	
218	道路整備	既存の計画道路の整備率をあげることを第1に追及することは、住民が愛する練馬区の特徴を損ない、街並みや暮らしを壊す事にもなりかねない。第四次事業化計画も含めた整備方針の全面的な見直しと検討が必要だ。		
219	道路整備	計画に対する整備率で判断するのはおかしい。単純に現在の状況と課題を無視した、道路建設のための道路建設に過ぎない。		
220	道路整備	都市計画道路の殆どは1960年代後半の計画で、経済発展の中、様々なものの普及率が上がっていく時代背景の中で策定されたもので、14kmといった数値目標をたてることは行政の姿勢として妥当性を欠くのではないか。	都市計画道路は、道路交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。また、東京全体のネットワークを形成するものでもあり、その整備は区の発展に必要不可欠です。 都内の都市計画道路は、おおむね10年ごとに必要性の検証を行っており、平成28年3月に策定した第四次事業化計画において、未整備の都市計画道路を対象に路線ごとの必要性を確認しています。	
221	道路整備	計画道路整備率50%は、練馬区特有ではなく、遅れを示すものでもない。区内に日常的に渋滞が発生している事実はない。現在のネットワーク構想は70～50年前のもの。路線ごとの厳密な検証が必要である。	都市計画道路が十分な機能を果たすためには、ネットワークを築く必要があります。東京全体のネットワークから取り残されることがないように、都とも連携し整備を進めていきます。 都内の都市計画道路は、おおむね10年ごとに必要性の検証を行っており、平成28年3月に策定した第四次事業化計画においても、未整備の都市計画道路を対象に路線ごとの必要性を確認しています。	
222	道路整備	道路は交通需要に従って整備すべきもので、今や新たな都市計画道路の必要性を感じる交通需要はないものと考えられる。新規の都市計画道路の整備を中止を含めて見直すべき。		

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
223	道路整備	生態的な有機性を持って構成された緑地がいったん失われたら、その再生は容易ではないため、そういった観点から「東京における都市計画道路の整備方針（「第四次事業化計画」）」も見直されるべき。	都内の都市計画道路は、おおむね10年ごとに必要性の検証を行っており、平成28年3月に策定した第四次事業化計画において、未整備の都市計画道路を対象に路線ごとの必要性を確認しています。街路樹や植栽帯、沿道の樹林地等を活かして、みどり豊かな道路を整備していきます。	
224	道路整備	「交通インフラの整備」を「みどり豊かで」と形容することは滑稽でさえある。道路建設を美化する言い回しはもう止めるべき。国交省は、計画策定から何十年も経過した都市計画道路は見直すべきと指導している。	都内の都市計画道路は、おおむね10年ごとに必要性の検証を行っており、平成28年3月に策定した第四次事業化計画においても、未整備の都市計画道路を対象に路線ごとの必要性を確認しています。街路樹や植栽帯、沿道の樹林地等を活かして、みどり豊かな道路を整備することで点在する公園や緑地等をつなげ、みどりのネットワークを形成します。	
225	道路整備	戦略計画12のタイトルは「みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備」だが、この文言自体が大きな誤り。道路に街路樹を整備することは前向きだが、計画線上には緑地や憩いの森など貴重なみどりの塊があるという自己矛盾ともいうべき認識誤りを改めるべき。	都市計画道路は、道路交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。また、東京全体のネットワークを形成するものでもあり、その整備は区の発展に必要不可欠です。街路樹や植栽帯、沿道の樹林地等を活かして、みどり豊かな道路を整備することで点在する公園や緑地等をつなげ、みどりのネットワークを形成します。	
226	道路整備 (補132)	都市計画道路補助132号線（期区間）の建設に際し、庭園及び門塀等の保全について要望を行ったが、満足な対応がなされなかった。今後どのような対応を行うのか。	ご要望の内容については、個人資産の情報にかかわる事項であることから、回答できません。	
227	道路整備 (補135・232)	補助135号線および補助232号線については、学校を分断する道路を建設してしかも教育環境を保全するとはあまりにも強引な結論だ。勇気をもって行政執行は止めるべき。	地域課題の抜本的な解決を図るため、大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備について、都市計画や教育など各分野の有識者による有識者委員会にて議論を進めています。有識者委員会から示される提言をもとに取組方針を定めていきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
228	道路整備 (補135・232)	学校を分断する道路を建設して、しかも教育環境を保全するとはあまりにも強引。振動や排気ガスの影響をもろに受ける生徒たちのことを考えてほしい。元保護者としては看過できない。反対する。	地域課題の抜本的な解決を図るため、大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備について、都市計画や教育など各分野の有識者による有識者委員会にて議論を進めています。有識者委員会から示される提言をもとに取組方針を定めていきます。	
229	道路整備 (補135・232)	広く反対の声が上がっているにもかかわらず、大二中の教育環境保全を図りつつ「整備する」と断言しているのが、異様。70年以上前に作られた計画で、現在の事情を踏まえたものではない。		
230	道路整備 (補135・232)	学校を分断する道路を建設して、しかも教育環境を保全するとはあまりにも強引で、教育環境の保全を実現するには可能性の低い結論だ。振動や排気ガスの影響をもろに受ける生徒たちのことを考えてほしい。		
231	道路整備 (補135・232)	補助135号線と補助232号線について早期事業化を図るとされているが、再度見直し、廃止の方向で検討すべき。古い計画の達成に固執するのは何故なのか。	都内の都市計画道路は、おおむね10年ごとに必要性の検証を行っており、平成28年3月に策定した第四次事業化計画においても、未整備の都市計画道路を対象に路線ごとの必要性を確認しています。 地域課題の抜本的な解決を図るため、大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備について、都市計画や教育など各分野の有識者による有識者委員会にて議論を進めています。有識者委員会から示される提言をもとに取組方針を定めていきます。	
232	道路整備	武蔵関駅の近くに25年住んでいる。道路ができないと便利にならない。	武蔵関駅周辺では、交通広場や南北の都市計画道路が未整備のため、交通利便性や安全の確保が課題となっています。この課題を解決するため、西武新宿線の連続立体交差化と合わせて交通広場や駅への重要なアクセス路となる補助230号線の整備を進めていきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
233	道路整備	豊島園通りどうにか整備してほしい。一通が無理でも、例えば速度20kmぐらいに制限して監視し、徐行を徹底してほしい。	区では、都市の骨格をなす都市計画道路の整備を順次進めています。また、都市計画道路を補完し、地区の交通の主要な動線となる道路を「生活幹線道路」と位置づけ、歩道を設置する拡幅整備を緊急性の高い路線から進めています。 豊島園通りについては、この生活幹線道路の今後整備を要する路線に位置づけています。具体的な着手時期は未定ですが、事業に着手した際には、歩道の整備等、歩行者の安全確保に努め、安全快適な交通環境を目指します。	
234	道路整備	富士街道は、狭いのに車が続きと通り、スピードも出ていて危険である。整備してほしい。	富士街道の整備に関するご要望については、所管する東京都へお伝えします。	
235	道路整備	子どもに安心・安全である事が子育てしやすいまちに繋がる。練馬区の道路をもっと良くすれば、車と人が共存でき、事故が減少する。例えば、角の視野を良くする事や、区画整理が良くないのでブロック塀をなくすなど。	区では、より安全なまちにするため、地区の交通の主要な動線となる道路を「生活幹線道路」と位置づけ、緊急性の高い路線から順次整備を進めています。 整備の際には、隅切りや歩道の確保等、歩行者の安全確保に努め、安全快適な交通環境を目指します。	
236	道路整備	下に高速道路を造るなら、外環の2は不要ではないか。	外環は、首都圏全体のネットワークを形成するとともに、都心部における渋滞や環状八号線などの混雑の緩和、移動時間の短縮に資する重要な道路です。 外環の2は、区内の南北方向の交通を担うことにより道路ネットワークを形成し、交通混雑の緩和や災害時の活動経路確保などに資する路線であることから、区は早期整備を求めています。	
237	道路整備	外環本道の延伸工事に伴う「八の釜憩いの森の保全措置方針」の実現について、練馬区としてどのような対応を行うかまったく明らかになっておらず、具体的な対応方針を明らかにすべき。	大泉ジャンクション周辺における上部利用については、国が定めた八の釜憩いの森保全措置方針に基づき、湧き水やみどりの保全、人と自然との触れ合いの場の整備などを行うよう、事業者との調整を進めています。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
238	道路整備 (放射35)	50年も前に計画された大型道路、放射35号線延伸部の建設は中止すべき。住宅地が多く、貴重な文化財、緑地も存在し、道路建設はこれらを破壊し、地域を分断する。	放射35号線は、都県境をまたぐ広域的な骨格幹線道路です。平成28年3月に策定した第四次事業化計画では、交通処理機能の確保などによる必要性を確認するとともに、骨格幹線道路網の形成の観点から東京都の優先整備路線として選定されました。 区においても区内東部地域の南北交通を担う重要な道路です。	
239	道路整備 (放射35)	放射35号線について、骨格幹線道路の延伸部分はなくても道路ネットワークは充分成立し、交通量が減少しているため、延伸部分がなければ交通処理ができないとする論拠は崩壊している。住民も望んでいない。		
240	道路整備 (放射35)	当該地域で600を超える家屋が立ち退きを迫られ地域コミュニティが破壊される。道路整備計画では周辺住民の声、意見に十分耳を傾け、地域住民の生活、暮らしを守るという視点に立って再考してほしい。	放射35号線は、都県境をまたぐ広域的な骨格幹線道路です。平成28年3月に策定した第四次事業化計画では、交通処理機能の確保などによる必要性を確認するとともに、骨格幹線道路網の形成の観点から東京都の優先整備路線として選定されました。 区においても区内東部地域の南北交通を担う重要な道路です。 事業者である東京都に対して、事業地域の方々への丁寧な説明や意見を伺いながら事業を進めていこう、要請していきます。	
241	道路整備 (放射35)	大型道路が緑濃い住宅地域を分断し、通過地域の落ち着いた生活を一変させる。住民と話し合い、再検討すべき。		
242	道路整備 (放射35)	放射35号線が整備されると、交通量が多くなるので騒音や振動が心配である。	放射35号線の整備においては、低騒音舗装や街路樹の設置などにより、環境に配慮した良好な都市空間を創出するよう、都に要請していきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
243	道路整備 (放射35)	今後事業化を予定している放射35号線の区間(南北区間)が整備されると周辺の住環境が悪化するので反対である。	放射35号線は、都県境をまたぐ広域的な骨格幹線道路です。平成28年3月に策定した第四次事業化計画では、交通処理機能の確保などによる必要性を確認するとともに、骨格幹線道路網の形成の観点から東京都の優先整備路線として選定されました。 放射35号線の整備は、生活道路への通過交通の流入を防ぐなど、良好な都市環境を創出するものです。	
244	西武新宿線立体化	西武新宿線は、田無以西は都市化が進んでいるのに、田無以东が都市化が進んでいない。高架化だけが西武新宿線開発の要なら、一刻も早く促進してもらいたい。	西武新宿線の井荻駅から西武柳沢駅間の鉄道立体化については、平成31年2月に都市計画素案説明会を開催しました。 駅周辺のまちづくりを進めるとともに、東京都や沿線区市と連携し、立体化の早期着手に向けて取り組んでいきます。	
245	西武新宿線立体化	西武新宿線の早期高架化を望む。踏切で危険な場所が沿線には数多くある。早く解消してほしい。		
246	西武新宿線立体化	西武新宿線の立体交差化にあたり、鉄道は地下方式で進めるべき。コストは地下の方が高いはずだが、それによって生み出される地上空間の価値や静穏性はあまりあるもの。	立体化の構造形式の選定にあたっては、鉄道周辺の地形などの地形的条件、除却する踏切の数などの計画的条件、事業費や事業期間などの事業的条件から総合的に判断します。西武新宿線の井荻駅から西武柳沢駅間は、これら3つの条件をもとに、事業主体である東京都が検討し、高架方式を選定しています。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
247	西武新宿線立体化	鉄道の立体化は良いが、高架化には反対。無機質な高架下の利用を生むだけ。地下化により生み出された空間を緑地や歩道、自転車道等に利用すべき。	立体化の構造形式の選定にあたっては、鉄道周辺の地形などの地形的条件、除却する踏切の数などの計画的条件、事業費や事業期間などの事業的条件から総合的に判断します。西武新宿線の井荻駅から西武柳沢駅間は、これら3つの条件をもとに、事業主体である東京都が検討し、高架方式を選定しています。 鉄道の高架下は、区内に存在する貴重なスペースであり、西武池袋線の高架下では、ねりマルシェなど様々なイベントで活用しており、まちの賑わいを創出しています。 なお、西武新宿線の立体化により創出される高架下の活用については、区民ニーズを十分に把握の上、鉄道事業者と協議を進めていきます。	
248	西武新宿線立体化	高架にするのであれば、高架下を商業施設にするのではなく、練馬区の特徴を活かすまちづくりを進めるために活用すべき。他の駅周辺地域と同じような、個性のないまちにならないようにすべき。	西武新宿線の立体化により創出される高架下の活用については、区民ニーズを十分に把握の上、鉄道事業者と協議を進めていきます。	
249	西武新宿線立体化	鉄道立体による高架下の公共枠(15%)の利用については、一つの区間で部分的に考えるのではなく、交通、景観等、広い視点から、東京全体の都市づくりの中で15%を活用すべき。広い視野で、都市に必要な空間を生み出していく発想が必要である。		
250	大江戸線延伸	大江戸線を早期に大泉学園町まで延伸してほしい。	大江戸線の延伸は、首都圏の広域交通ネットワークの充実・強化に資するとともに、鉄道駅から離れた地域の利便性を飛躍的に向上させる重要なプロジェクトです。 東京都と更に協議を進め、早期着工を目指し、事業化に向けた手続の着手に取り組みます。	
251	大江戸線延伸	大泉学園町までの大江戸線の延伸は、光が丘駅の利用者にとっては、始発ではなくなり、かえって不便になるのではないかと。	延伸後の運行計画は、鉄道事業者が決定するものですが、光が丘駅始発の継続など区民の皆様からいただく様々な意見は鉄道事業者に伝えていきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
252	みどりバス	鉄道・幹線道路の整備に代えて、より機動的なみどりバスのような交通手段を整備する方法も検討されるべき。	区の公共交通体系は、東西方向の交通軸としての「鉄道」と南北方向の交通軸等として「バス交通」を基本に形成されています。バス交通を主に担うのは民間路線バスであり、みどりバスのようなコミュニティバスはこれらを補完するものです。また、バスを安全に運行する上で、都市計画道路等の幹線道路の整備は不可欠です。鉄道や幹線道路の整備とあわせて、区内公共交通のさらなる充実に向け、取り組んでいきます。	
253	みどりバス	みどりバスを貫井地区に走らせてほしい。	公共交通空白地域改善計画に基づき、みどりバスや路線バスの再編等に取り組んでいます。貫井地域の公共交通空白地域の改善については環状八号線を活用して貫井地域を通る路線の新設をバス事業者に働きかけを行っています。また、長期的には、みどりバス氷川台ルートが貫井地域を通るルートへの変更を検討することとしています。	
254	みどりバス	みどりバスの南大泉ルートは保谷駅に接着しないので、不便である。	公共交通空白地域改善計画に基づき、みどりバスや路線バスの再編等に取り組んでいます。保谷駅南側地域における道路の整備にあわせた南大泉ルートの保谷駅南口乗り入れの実施に向け、関係機関との協議を進めています。	
255	鉄道	23区では稀な鉄道空白地域というが、鉄道がどのような密度で建設されるべきかの客観的指標を用いて議論するべき。	区では、鉄道駅から1km以上離れた地域を鉄道空白地域としており、区北西部に広く存在しています。大江戸線の延伸は、区内のこうした地域を大きく改善する事業です。	
256	鉄道	有楽町線と副都心線が乗り入れて便利だが、どちらも東武東上線との接続が多く、もう少し西武池袋線接続を増やしほしい。	鉄道利用者の利便性が総合的に向上するよう、鉄道事業者にご意見をお伝えします。	
257	西武新宿線沿線まちづくり	西武新宿線の駅周辺のまちづくりは区独自のアイデアを実現できる施策になるので、区と区民との協働システムを経て進めてほしい。	駅周辺のまちづくりにあたっては、権利者や地域の皆様のご理解やご協力が不可欠であり、すでに、まちづくり協議会、オープンハウスや個別訪問等を通じて丁寧な説明を行うとともに、ご意見を伺いながら進めています。引き続き、地域の皆様と協働し、各地区にふさわしいまちづくりの推進に取り組んでいきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
258	西武新宿線沿線まちづくり	西武新宿線(井荻駅～東伏見駅付近)連続立体交差化においても、緑地や居住地に対する影響を十分考慮すべき。再開発によってスペースが生じるのであれば、公園化など緑地の拡大・生活圏の改善に資する計画を策定すべき。	西武新宿線の連続立体交差化に合わせた駅周辺のまちづくりにあたっては、緑の確保や居住地への影響を十分配慮しながら、まちづくり計画を策定していきます。また、再開発事業を実施する際には、公園や緑地の配置についても、権利者と十分話し合いながら、計画を策定していきます。	
259	石神井公園駅まちづくり	速やかに駅前整備、再開発を進めてほしい。	石神井公園駅南口駅前では、防災性の向上や、商業環境の活性化、車と歩行者が錯綜した状況の改善など、駅前にふさわしいまちづくりを進めていく必要があります。 市街地再開発事業は、個々の建物の共同化・不燃化により防災性を高め、安全な歩道整備や高度利用により商業業務・公共公益・住宅など、立地の利便性を活かした施設の整備が期待でき、まちの魅力や機能をより一層高めるなど、当該地のまちづくりに適した事業です。 今後、都市計画素案をお示しし、地域の皆様にご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	
260	石神井公園駅まちづくり	石神井公園駅南口西側再開発を早く進めていただきたい。		
261	石神井公園駅まちづくり	石神井公園駅南口の再開発事業は即刻取りやめるべき。この計画には大義がない。まちづくりは地域の気持ちを結集して時間をかけて丁寧に進める必要がある。		
262	石神井公園駅まちづくり	昨年10月の再開発事業の検討状況報告会でしっかりと説明いただき、やる気と本気度を感じた。もう十分説明や意見交換を尽くしたの思うので本格的な推進を確実に実行していただきたい。		
263	石神井公園駅まちづくり	石神井公園駅南口西側再開発を早く進めていただきたい。		

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
264	石神井公園駅 まちづくり	具体的な計画設計図面が着々と先行、独り歩きしている実情。駅周辺のまちづくりは、地域住民が主体で、十分な話し合い・議論が行われ、理解や合意形成の上で皆が納得いくものでなければ、本当のまちづくりとは言えない。今一度まちづくりの原点に戻って期限付きではなく、住民とともに計画を再考してほしい。	南口西地区の再開発事業については、地域の皆様へ事業内容をご説明する報告会を複数回開催し、ご意見を頂くとともに、その結果をまとめた「開催結果のお知らせ」を地域の皆様に配布し、周知に努めてきました。その中で頂いたご意見を踏まえ、計画内容を見直しています。まちづくりの具体化には、地域の皆様のご理解やご協力が不可欠です。今後も、説明会などを通じて地域の皆様にご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	
265	石神井公園駅 まちづくり	住民に周知されることなく事業を進めるのではなく、丁寧に住民の意見を募り、急ぐことなく広く合意を求めてほしい。		
266	石神井公園駅 まちづくり	地域住民に情報開示し、合意形成を図ってから事業が起き上がるべきである。強引な行政のやり方には反対である。		
267	石神井公園駅 まちづくり	大規模な再開発事業については広く地域住民に周知してほしい。住民の意見に耳を傾け、何度も話し合いの場を設け、時間をかけて慎重に進めてほしい。		
268	石神井公園駅 まちづくり	このような事業になぜ行政が加担するのか。拙速を避け、より多くの英知を募りより慎重に事を運んでほしい。多く疑問を内包している本事業は、尽きるところデベロッパーファーストであり、見直しどころか撤回を強く求める。	市街地再開発事業は、個々の建物の共同化・不燃化により防災性を高め、安全な歩道整備や高度利用により商業業務・公共公益・住宅など、立地の利便性を活かした施設の整備が期待でき、まちの魅力や機能をより一層高める事業です。公共性の高い事業であることから、区は事業主体である再開発組合に対して、今後も、助言や指導をしていきます。	
269	石神井公園駅 まちづくり	区長の「区を育てるのは区民」という理念とは大きな乖離をおぼえる。再開発事業の根本からの見直しを主張する。	本再開発事業は、地域の方々の発意から検討が始められたもので、事業化に際しては、関係権利者で構成する再開発組合による施行を予定しています。本事業は、区民による公共性の高い事業であることから、区は今後も、助言や指導をしていきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
270	石神井公園駅 まちづくり	早期実現という曖昧な表現をされても何の指標にもならない。すぐにでも実施スケジュールを公表していただきたい。	南口西地区の再開発事業に関しては、平成32年度の都市計画決定を目指し、来年度、都市計画素案を作成します。 都市計画決定から事業完了までは、一般的に6～7年ほど掛かりますが、本事業は組合施行であることから、具体的な事業スケジュールは、今後、再開発組合と調整しながらお示ししていきます。	
271	石神井公園駅 まちづくり	石神井大泉地区において、高層ビル群をこれ以上拡張すべきではない。高層ビルは、大地震が来て、停電すれば、エレベータが使用できなくなる。	各駅の周辺地区では、利便性を活かした、土地の有効利用が必要です。 高層建築物については、建築基準法に定められた、防火避難規定等に則り、建設されます。	
272	石神井公園駅 まちづくり	再開発の対象とする地域を拡大するなどして、現行の地区計画に沿った再開発計画を練りなおす勇気を持つべき。住民投票・住民アンケートをきちんと実施すべき。	利便性の高い地区で、土地の有効利用を図るという観点から、本地区での再開発事業の実施については、現在の区域設定が最も適当であると考えています。 また、本事業は、「土地の高度利用の促進」や「商業施設の集積」等を目標とする、当地区の地区計画の趣旨に沿ったものです。 今後、都市計画素案をお示しし、地域の皆様にご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	
273	石神井公園駅 まちづくり	石神井公園駅西側は旧態依然としたままで、様々な課題が解消されずに残っている。補助232号線の駅前広場から富士街道までの区間の整備着手、そして再開発事業による駅前の核・顔づくりを鋭意進めいただきたい。	石神井公園駅南口駅前では、防災性の向上や、商業環境の活性化、車と歩行者が錯綜した状況の改善など、駅前にふさわしいまちづくりを進めていく必要があります。 市街地再開発事業は、個々の建物の共同化・不燃化により防災性を高め、安全な歩道整備や高度利用により商業業務・公共公益・住宅など、立地の利便性を活かした施設の整備が期待でき、地域の「顔」としてふさわしい、魅力ある都市空間の形成が可能となるなど、地域拠点である当該地のまちづくりに適した事業です。 今後、都市計画素案をお示しし、地域の皆様にご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。 また、市街地再開発事業の進捗に合わせて、補助232号線の早期整備に向けて取り組んでいきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
274	石神井公園駅まちづくり	石神井公園駅周辺が将来に亘って、安全快適で賑わい溢れた地域の拠点として永続するよう補助232号線の整備、並びに再開発事業を一日も早くお願いしたい。	石神井公園駅南口駅前では、防災性の向上や、商業環境の活性化、車と歩行者が錯綜した状況の改善など、駅前にふさわしいまちづくりを進めていく必要があります。 市街地再開発事業は、個々の建物の共同化・不燃化により防災性を高め、安全な歩道整備や高度利用により商業業務・公共公益・住宅など、立地の利便性を活かした施設の整備が期待でき、地域の「顔」としてふさわしい、魅力ある都市空間の形成が可能となるなど、地域拠点である当該地のまちづくりに適した事業です。 今後、都市計画素案をお示しし、地域の皆様にご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。 また、市街地再開発事業の進捗に合わせて、補助232号線の早期整備に向けて取り組んでいきます。	
275	石神井公園駅まちづくり	補助232号線と再開発事業を是非とも着実に進めて頂き急行停車駅に相応しい石神井のまちの駅前整備を希望する。		
276	石神井公園駅まちづくり	この事業案は反対地権者を無視し、何の説明承諾もなく勝手に他人の土地の上に作図した理不尽きわまりない無謀な計画案であり、このような計画案を強引に押し進めないでほしい。通過車両を呼び込む大型道路は不要である。今一度、人々にやさしいまちづくりを地域住民とともに「5か年の取組」とは言わず、じっくり時間をかけて見直してほしい。	利便性の高い地区で、土地の有効利用を図るという観点から、本地区での再開発事業の実施については、現在の区域設定が最も適当であると考えています。 本事業については、地域の皆様へ事業内容をご説明する報告会を複数回開催し、ご意見を頂くとともに、その結果をまとめた「開催結果のお知らせ」を地域の皆様に配布し、周知に努めてきました。その中で頂いたご意見を踏まえ、計画内容を見直しています。 今後も、説明会などを通じて地域の皆様にご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
277	石神井公園駅 まちづくり	組合が設立されている西側は早く開発を進め、道路を通し、美しい街並みを形成してほしい。これから訪れる超高齢化社会に向け救急車が走りやすい道路の確保は急務である。	石神井公園駅南口駅前では、防災性の向上や、商業環境の活性化、車と歩行者が錯綜した状況の改善など、駅前にふさわしいまちづくりを進めていく必要があります。 市街地再開発事業は、個々の建物の共同化・不燃化により防災性を高め、安全な歩道整備や高度利用により商業業務・公共公益・住宅など、立地の利便性を活かした施設の整備が期待でき、まちの魅力や機能をより一層高めるなど、当該地のまちづくりに適した事業です。 今後、都市計画素案をお示しし、地域の皆様にご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。 また、市街地再開発事業の進捗に合わせて、補助232号線の早期整備に向けて取り組んでいきます。	
278	石神井公園駅 まちづくり	石神井公園駅の南口の再開発をさらに進めて、石神井公園の玄関口とし環境改善してもらいたい。バスや車と接触してもおかしくない現在の劣悪な歩行環境を少しでも改善してもらいたい。	石神井公園駅南口駅前では、防災性の向上や、商業環境の活性化、車と歩行者が錯綜した状況の改善など、駅前にふさわしいまちづくりを進めていく必要があります。 市街地再開発事業は、個々の建物の共同化・不燃化により防災性を高め、安全な歩道整備や高度利用により商業業務・公共公益・住宅など、立地の利便性を活かした施設の整備が期待でき、まちの魅力や機能をより一層高めるなど、当該地のまちづくりに適した事業です。 今後、都市計画素案をお示しし、地域の皆様にご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。 あわせて、周辺の都市計画道路の早期整備に取り組み、地域の歩行環境の改善に努めていきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
279	石神井公園駅 まちづくり	計画時点と現在は価値観が違ってきていることを理解して、計画を見直すことが必要。補助232号線の事業化に強く反対する。あの狭い場所に100mを超えるビルなど到底信じられない。高さを規制する現行ルールを支持する。	石神井公園駅の駅前のように、利便性の高い地区においては、高度利用により、土地の有効活用を図ることが重要です。 市街地再開発事業は、個々の建物の共同化・不燃化により防災性を高め、安全な歩道整備や高度利用により商業業務・公共公益・住宅など、立地の利便性を活かした施設の整備が期待でき、まちの魅力や機能をより一層高める事業です。再開発事業によるまちづくりは、「土地の高度利用の促進」や「商業施設の集積」等を目標とする、当地区の地区計画の趣旨に沿ったものです。 今後、都市計画素案をお示しし、地域の皆様にご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。 また、市街地再開発事業の進捗に合わせて、補助232号線の早期整備に向けて取り組んでいきます。	
280	石神井公園駅 まちづくり	早々に補助232号線と駅前開発を進め、商店街と連携した振興を図れるようにしてほしい。	南口西地区の再開発事業と合わせて、無電柱化などによる商店街通りの整備についても、地域の皆様のご協力を頂きながら、検討しています。 再開発事業の実施、補助232号線や商店街通りの整備などにより、まち全体の回遊性を高め、安全・安心で賑わいのある快適なまちづくりを進めます。	
281	石神井公園駅 まちづくり	駅前の街づくりを進めるにあたり、商店街、公園、公共施設一体となるまちづくりを早く進めていただきたい。防災に関しても考えていただきたい。	再開発事業により、個々の建物の共同化・不燃化がなされ、地区の防災性が向上します。あわせて、補助232号線や商店街通りの整備などにより、まち全体の回遊性を高め、安全・安心で賑わいのある快適なまちづくりを進めます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
282	石神井公園駅 まちづくり	交通量予測を打ち出せないでいることは練馬区内各所で計測された交通量減少傾向、若者の自動車離れ(運転免許取得者の減少)から考えると補助232号線の建設はもはや必要ないことを示しているのではないか。	都内の都市計画道路は、おおむね10年ごとに必要性の検証を行っており、平成28年3月に策定した第四次事業化計画において、未整備の都市計画道路を対象に路線ごとの必要性を確認しています。補助232号線については、第四次事業化計画において優先的に整備する路線として選定されています。富士街道、補助132・232号線の道路ネットワークを整備することで、交通結節点である石神井公園駅へ多方面からアクセスできるようになります。 また、通過車両を商店街や住宅街から排除することで、歩行者の安全性と、買い物客が安心して買物ができるように道路整備を進めます。	
283	石神井公園駅 まちづくり	商店街の無電柱化計画については賛成である。	無電柱化については、地域の皆様のご理解とご協力が不可欠であることから、現在、商店会の方々などと無電柱化の勉強会を開催しています。今後も、地域の皆様のご意見を伺いながら、無電柱化の推進に合わせた商店街通りの街並み整備計画案を作成していきます。	
284	石神井公園駅 まちづくり	補助232号線の事は書かれているものの、高層ビル建設計画やその一部に石神井庁舎の一部が入る計画については全く触れられていない。 もっと多くの住民に周知を図り、更なる意見交換の場を設け、じっくり時間をかけて取り組んでほしい。	南口西地区の再開発事業については、地域の皆様へ事業内容をご説明する報告会を複数回開催し、ご意見を頂くとともに、その結果をまとめた「開催結果のお知らせ」を地域の皆様に配布し、周知に努めてきました。その中で、建築物の概要や石神井庁舎の一部機能移転についてもご説明してきました。 今後も、説明会などを通じて、地域の皆様にご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
285	石神井公園駅 まちづくり	反対署名もたくさん集まり提出されている。石神井庁舎の事務窓口は現在の庁舎を改修すれば充分である。石神井公園の街にふさわしいまちづくりがあるはず。賛成派の意見ではなく、石神井公園を本当に愛する住民の意見を聞いてまちづくりを進めてほしい。	石神井庁舎は、建築後48年が経過しており、今後10年程度の間には改築に向けての方向性を定める必要があります。 行政機能の維持や区民利便性の観点から、駅前での再開発事業の検討に合わせて、石神井庁舎の一部機能移転を検討しています。 現石神井庁舎敷地の有効利用については、今後の再開発事業の進捗に合わせて、地域の皆様にご意見を頂きながら、検討していきます。 まちづくりの具体化には、地域の皆様のご理解やご協力が不可欠です。今後も、説明会などを通じて、ご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	
286	まちづくり	駅周辺のまちづくり計画では、大手ゼネコンの利益優先に歯止めをかけるための条例を策定し、住民との話し合いを最後まで貫くことを区の姿勢として明記すべき。	まちづくり条例により、一定規模以上の開発等を行う際の手続きの仕組みや整備基準等を定めています。条例では、周辺住民への周知や区との協議を義務化する等、開発等の計画に対し、事前に調整できる区独自の仕組みを設けています。	
287	まちづくり	再開発をすすめる大手建設会社、デベロッパーに規制をかける条例づくりを進めることを明記すべき。住民との話し合いを優先することを基本姿勢として明記すべき。		
288	まちづくり	駅前整備がなかなか進んでいない。計画通りに進めて便利で安全な駅前にしてほしい。	これまで、鉄道の高架化や都市計画道路の整備等に合わせて、駅前広場等の整備や駅前にふさわしい土地利用の促進、商業施設の誘致等を行い、駅周辺のまちづくりを進めてきました。今後も西武新宿線の立体化や大江戸線の延伸等に合わせて、周辺地域のまちづくりに取り組み、魅力にあふれ利便性に富んだまちの早期実現を目指していきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
289	まちづくり	地域住民とともに、まちづくりを進めていくことが、今後、益々必要になる。計画の早期の段階から話し合いを行うドイツ等の取組を参考にすべき。	まちづくり条例により、区民の皆様が積極的にまちづくりに参画する仕組みを区独自に定め、運用を進めてきました。まちづくりや都市計画の手続きにおいて、区民の皆様が意見を述べられる機会をより多く確保することや都市計画・まちづくりに係る住民からの提案制度を設ける等の取り組みを行っています。今後も、区民の皆様とともに、豊かで魅力的な都市環境の形成を目指していきます。	
290	バリアフリー	光が丘駅南口のバリアフリーについて。URと都と協働して南口のバリアフリー化を進めてほしい。IMA南館の1Fから2FへのEVはあるが、入り口に段差がある。スロープにしてほしい。地下鉄延伸を機にEVをつけてほしい。	光が丘駅A5出口周辺のバリアフリー化に向けて、平成31年度に下りエスカレーターの設計と合わせて、スロープ等の検討を進めます。 駅のバリアフリー施設の整備は、鉄道事業者自らの責務において実施すべきものであり、これまでも区は機会あるごとに整備を要請してきました。 光が丘駅南口のEV設置については、区独自にEVの設置位置等の調査を行い、鉄道事業者に提案するなど、早期実現に向け取り組んでいます。	
291	バリアフリー	障害のある方が気兼ねなく出て行ける支援とバリアフリー整備を進めてほしい。	誰もがでかけたくなるまちを目指して、駅と主要な公共施設を結ぶ経路について、駅・道路・施設の連続性に配慮したバリアフリー化を進めます。 また、障害があり、屋外での移動が困難な方に対する支援には、介助者を派遣する移動支援事業等があります。総合福祉事務所等の支給決定に基づき支援をご利用いただけます。	
292	みどり	「練馬のみどりに満足している区民の割合80%を目指す」とは、あまりにも主観的なイメージ的なデータにゆだねることになり、「緑化率」という客観的な指標に見切りをつけて「みどりに恵まれた環境」を作るとは恥ずべき区政である。	緑被率については、今後も継続的に調査をする予定です。 みどりには、公園、畑、街路樹等と様々なみどりがあり、区民が感じるみどりの豊かさは平面的な面積（緑被率）だけを評価しているものではないことから、目標を見直しました。	
293	みどり	満足度80%は科学的な検証ができず曖昧である。実態を伴う目標設置が必要である。	みどりには、公園、畑、街路樹等と様々なみどりがあり、区民が感じるみどりの豊かさは平面的な面積（緑被率）だけを評価しているものではないことから、目標を見直しました。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
294	みどり	<p>区民の満足度80%が掲げられているが、具体的な緑被率をかかげ、現状の維持、改善を図っていただきたい。現在残されている貴重な緑を壊し、その上、道路をみどりと捉えること、道路の整備によりみどりの軸を形成し、みどりのネットワークを作るとするのは、詭弁であり、イメージ操作であると言わざるをえない。</p>	<p>みどりには、公園、畑、街路樹等と様々なみどりがあり、区民が感じるみどりの豊かさは平面的な面積(緑被率)だけを評価しているものではないことから、目標を見直しました。</p> <p>都市計画道路は、道路交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。また、東京全体のネットワークを形成するものであり、それらの整備は、区の発展に必要不可欠です。</p> <p>街路樹や植栽帯、沿道の樹林地等を活かして、みどり豊かな道路を整備することで点在する公園や緑地等をつなげ、みどりのネットワークを形成します。</p>	
295	みどり	<p>「みどり豊かな幹線道路」と称して、コミュニティを分断し、農地・緑地をつぶして人工の街路樹に置き換えることを「みどりのネットワーク」と称することは欺瞞的ですらある。現有の緑地を維持し深化させることこそ区民は望んでいるはずであり、その観点から計画全般を再構築すべき。</p>	<p>都市計画道路は、道路交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。また、東京全体のネットワークを形成するものであり、それらの整備は、区の発展に必要不可欠です。</p> <p>街路樹や植栽帯、沿道の樹林地等を活かして、みどり豊かな道路を整備することで点在する公園や緑地等をつなげ、みどりのネットワークを形成します。</p> <p>練馬区のみどりの4分の3は私有地のみどりであり、私有財産であることから、現有のみどりをすべて維持し深化させることは、現実的には困難です。</p> <p>重要な樹林地や都市農地の保全に引き続き取り組むとともに、区民とともにみどりを守り育てるみどりのムーブメントの輪を広げることで、みどり豊かな環境を未来へつなげます。</p>	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
296	みどり	緑化の指標とするのは、区民の満足度という主観的な指標より、従来目安としてきた緑被率にすべき。みどりのネットワークの軸となる幹線道路の整備という思考法には、違和感を覚える。	みどりには、公園、畑、街路樹等と様々なみどりがあり、区民が感じるみどりの豊かさは平面的な面積(緑被率)だけを評価しているものではないことから、目標を見直しました。 都市計画道路は、道路交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。また、東京全体のネットワークを形成するものであり、それらの整備は、区の発展に必要不可欠です。 街路樹や植栽帯、沿道の樹林地等を活かして、みどり豊かな道路を整備することで点在する公園や緑地等がつながることから、みどりのネットワークの軸として位置づけています。	
297	みどり	みどりを守ることと、都市道路建設計画は矛盾する。区民が安心して暮らせるよう安易な道路建設はやめ、「みどりの拠点になる公園を増やします」とすべき。	都市計画道路は、道路交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。また、東京全体のネットワークを形成するものであり、それらの整備は、区の発展に必要不可欠です。 街路樹や植栽帯、沿道の樹林地等を活かしてみどり豊かな道路を整備していきます。合わせて、みどりの拠点となる公園の整備や重要な樹林地の保全などを進めていきます。	
298	みどり	みどりのネットワーク形成に「みどり豊かな幹線道路」が必要というが、道路沿いのグリーンベルトはみどり色をしたみどりに過ぎない。まちのみどりを潰して道路沿いに移したみどりがなぜ「豊かなみどり」なのか、多くの区民は理解できない。	区内には、みどりの拠点となる公園や樹林地が点在しています。日常生活を支える基本的な都市インフラである都市計画道路を整備するにあたっては、街路樹や植栽帯、沿道の樹林地等を活かすことで、みどりの軸が生まれ、点在する公園や樹林地などがつながり、みどりのネットワークが形成されます。 街路樹などは、歩行者に季節感や夏の日影を提供するなどの機能があり、みどりの豊かさを感じることができる一つであると考えます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
299	みどり	道路をみどりのネットワークの主要構成要素と位置付けているが実態とかけ離れた認識。街路樹のみどりを買いかぶらないで、みどりの塊を残し、住宅地のみどりを増やす具体策を示してほしい。	街路樹や植栽帯、沿道の樹林地等を活かして、みどり豊かな道路を整備することで点在する公園や緑地等がつながることから、みどりのネットワークの軸として位置づけています。「緑の塊」としての公園の整備や、重要な樹林地や農地の保全を進めるとともに、宅地のみどりについても、みどりの協定制度を活用し、沿道や街区単位での緑化を推進します。	
300	みどり	「みどり豊かな幹線道路の整備」という言葉が繰り返し登場するが、区民は、そんなみどりを求めているとは思えない。みどりの推進計画において道路計画を「必須」とする、まやかしの論法に過ぎない。撤回すべき。	多くの区民が道路を利用した散歩やジョギング等を楽しんでいます。平成28年度の練馬区区民意識意向調査でも約5割の方が街路樹のみどりが大切だと回答しています。こうしたことから 日常生活を支える基本的な都市インフラである都市計画道路を整備するにあたっては、街路樹や植栽の整備など緑化に取り組むことが必要と考えます。	
301	みどり	みどりは、先輩たちが気付いた遺産に頼っているのは、減少の一途を辿る。次世代に残すため、どうやって緑被率を増やすか、具体策が見えていない。	緑被率を単に増やすことを目指すのではなく、区民が豊かさを感じられるみどりを守り増やすことを目指した取組を進めていきます。みどりの拠点となる公園の整備、重要な樹林地の確保、都市農地の保全、地域のみどりを地域で支える仕組みづくりを推進します。	
302	みどり	武蔵関公園の記述がないのは納得できない。縄文時代からコミュニティが形成された地域だ。	武蔵関公園も、みどりのネットワークを形成する重要な拠点の一つです。平成31年3月策定予定の「(仮称)みどりの総合計画」の中で、みどりのネットワークを形成するみどりの拠点として位置づける予定です。	
303	みどり	今まで生産緑地だった場所が次々と住宅になり、人口は増加しているが空間的なゆとりがなくなって残念である。緑地が残るような、子供達がのびのび暮らせるような練馬区であってほしい。	引き続き、公園やみどり豊かな幹線道路の整備、重要な樹林地や農地保全等にも取り組んでいきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
304	みどり	「新たなみどりを増やす取組が求められます」とあるが、この10年間、建築会社、デベロッパーによる巨大マンション建設が進んだ。みどりが減った原因でもある。畑など破壊して建築する大手建築会社のやり方を規制する有効な条例を作り、みどりを守ることを明記すべき。	農地等を開発する際の規制や緑化に関しては、東京における自然の保護と回復に関する条例、練馬区まちづくり条例および練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例において、手続きや緑化基準を定め指導をしています。引き続き開発行為における、より良好な緑化への誘導に努めます。	
305	公園	「みどを守り育てる」ために、憩いの森、雑木林、畑といった土からなるもの、井頭公園など水からなるものを区が積極的に守る姿勢を取り続けてほしい。	区の魅力であるみどりを守り育てるため、引き続き、重要な樹林地や都市農地の保全等に取り組みます。また、大泉井頭公園は「水辺空間の創出」をテーマに拡張・整備に着手します。	
306	公園	大泉井頭公園の拡張整備と、都の巨大調節池計画との整合性はどうか。新河岸川及び白子川河川整備計画(変更案)において区が都に意見した「地域住民の意見を踏まえ、生態系、水循環、湧水等の自然環境、および親水機能の保全・創出に十分配慮し、地域の個性を生かした計画としてほしい。」との文言を少しでも付加して盛り込むべきである。	東京都は、「白子川の整備にあたり、生物の多様生息・育成空間の確保、健全な水循環の形成、良好な河川景観・親水空間の保全・創出に努め、地域の個性を生かした整備に配慮する」との考え方を示しています。大泉井頭公園の拡張整備にあたっては、「水辺空間の創出」をテーマに基本計画を策定し、関係機関と調整していきます。	
307	公園	「大泉井頭公園について、『水辺空間の創出』をテーマに、公園の拡張整備に着手します」とあることについては、計画策定に地元住民が参加し、意見が反映された内容となることを強く求める。	大泉井頭公園の整備内容の検討にあたっては、区民の皆様の意見を伺いながら進めていきます。	
308	公園	大泉井頭公園の事業化にあたっては、井頭憩いの森やこぶし広場一帯をひとつの緑地とした公園の整備を望む。また、大泉井頭公園は、都市計画公園優先整備区域いっばいに河川敷を広くとり、水辺・草地・森のエコトーンをもった水辺と森の公園をつくってほしい。	平成31年3月策定予定の「(仮称)みどりの総合計画」において、周辺のみどりと一体に、大泉井頭公園群として、みどりの拠点の一つとして位置付けます。大泉井頭公園については、「水辺空間の創出」をテーマとして、整備内容を検討していきます。検討にあたっては、区民の皆様の意見を伺いながら進めていきます。	
309	公園	大泉井頭公園の「水辺空間の創出」というテーマは、ヒトだけでなく、他の生きものが伸び伸びと生きていける空間であることを願っている。石神井公園のようにカエルの声も聞こえない空間にならないようお願いしたい。また野生の水草が生活できるような水辺であることを願っている。	大泉井頭公園については、「水辺空間の創出」をテーマとして、整備内容を検討していきます。その中で、生物多様性の配慮についても検討していきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
310	公園	「ペットを連れて入れる公園」や「釣りが出来る公園」などにより、「生き物と触れ合える、みどりのまち」というコンセプトを加えてほしい。	区では、練馬のみどりや生き物と直接ふれあう場や機会を提供する公園として、中里郷土の森やこどもの森を開園しています。中里郷土の森では、様々な体験型プログラムを実施しており、今後も事業の充実を図ります。 なお、区立公園での犬の連れ込みや釣りについては、公園が小規模なため、原則としてお断りしています。	
311	公園	緑地の整備は必要と思うが、清水山公園のように、不自然な舗装、張りめぐらされたフェンス、人工的植栽などで、往時の魅力がなくなっている。本来の自然の姿に重点を置いた整備が必要である。	既存のみどりを活用する緑地の整備にあたっては、自然のままを基本としていますが、法令や緑地の維持管理上必要な施設については整備を行います。	
312	公園	豊島園の公園整備にあたっては、遊園地の機能の残すなど、町の賑わいがなくならないようにしてほしい。	今後、区民の皆様のご意見を伺いながら、区の求める機能を取りまとめ、都と協議していきます。	
313	樹林地	憩いの森・街角の森の要件を緩和できないか。	憩いの森等の制度は都市緑地法に基づく制度であり、面積要件が定められていることから、緩和することは困難です。300㎡未満については、保護樹木制度を定め、支援を行っています。	
314	樹林地	補助第135号線等の予定地におけるふるさと憩いの森等樹木の保全措置についてどう対処するのか、明らかにしていただきたい。	憩いの森等の保全については、所有者の協力を得ながら都市計画道路事業を踏まえた屋敷木の保全のあり方について、検討します。	
315	樹林地	周辺住民が受ける金銭では計ることのできない良好な住環境の保全という恩恵があるにもかかわらず、税制が練馬区の林地等の減少に拍車をかけていると言える。税制上のメカニズムを除去することにより林地等のこれ以上の減少に歯止めを付けてほしい。 非課税とする林地等の登録(表示)、及びその維持が継続的に行われていることをモニターする仕組みの導入も合わせて検討すべき。	固定資産税や相続税等は都税、国税であることから、これまでも、都や国に対して税制の見直しについて要望をしてきました。税の緩和と土地利用の規制がセットになった制度としては、市民緑地や特別緑地保全地区制度があり、平成29年には都市緑地法の改正により、市民緑地制度を拡充した市民緑地認定制度もできました。現在は、所有者の意向も踏まえながら、各種制度の活用を進めているところです。また、特に希少な樹林地については、公有地化も視野に入れた確保を進めていきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
316	公園管理	「区民による、公園の管理運営を進め、地域の庭としての公園への愛着を育むとともに、」の中に「公園計画の段階から、公園のあり方について、地域の声を十分に取り入れる」主旨の文言を付加してほしい。	区は意見交換会やワークショップ等により、計画段階から多くの地域住民の声を取り入れて公園整備を進めています。今後も区民の意見を反映していく考えであることからその旨を追記します。	
317	公園管理	公園の管理運営について、公園を企画する段階から、公園のあり方、遊具などについて、アンケートやワークショップで参加型の会議をもち、地域の利用者の声を十分に取り入れる。」趣旨の文言を入れてほしい。		
318	公園管理	関町北4丁目28番の都営団地に隣接する公園の管理、清掃を区へ移行してほしい。	都営住宅の公園であることから、区への管理移管については困難です。	
319	個人の庭など	「個人の庭の手入れや落ち葉清掃など、個人のみどりを地域で守り育てる取組を推進します」は、単なる清掃委託コストの切り下げである。地域に権限を委譲し、自律的に行えるようにするための予算措置をすべき。	個人の庭の手入れは基本的には所有者が行うものです。しかし、費用や精神的な負担を抱え、維持することが困難な場合があります。本取組は、民有地のみどりについて地域全体で支える流れをつくるため、地域住民の協力を得ながら個人の庭を守る仕組みの構築を目指すものです。	
320	個人の庭など	都市化という名のもとに樹木、草花が少なくなり、特に土(即ち大地)がコンクリートに変わっていく。生きるということは、ヒトだけでなく、あらゆる生きもの(虫、鳥、樹木)と共生してはじめて生きているということになるのではないか。森、屋敷林の存続だけでなく、僅かながらの庭を所有している者の対策がないのが残念である。	個人の庭の手入れや清掃などを地域で支える取組を広げるために、既存制度も活用しながら仕組みづくりを進めることとしています。	
321	公園管理	公園の美化のため、清掃が熱心に行われているが、落葉をゴミと考えるあまり、土はやせ、かたくなっている(武蔵関公園など)。落葉は土になるための資源であり、虫たちの住み家との意識を高めることが大事である。	落ち葉については土壌の保全の観点では残すことが望ましいと考えます。しかし、住宅地の中の公園では強風による周辺への飛散等の問題があることから清掃を行っている状況です。	
322	公園管理	区内の公園で自然観察会を実施することを提案する。光が丘公園の「花と緑の相談室」では定期的に行っているようなので、これを水平展開して、多くの公園や憩いの森で行うようにしてはどうか。特に、子どもたちが自然に親しむ機会を増やすことが重要と思われる。	区民が自然に親しむ機会として自然観察会を行うことは重要だと考えます。中里郷土の森やこどもの森を中心とした子ども向けの体験学習を充実するとともに、憩いの森などへも拡充していきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
323	植栽管理	道路等の植栽の管理が十分にできていない場所がある。管理が十分にできない中で、植栽をつくる必要性についても疑問がある。	みどりの拠点となる公園を整備し、軸となるみどり豊かな幹線道路や河川をつなぐことで、みどりのネットワーク形成を推進していきます。植栽の管理については、区民との協働を進めることで、よりきめ細かい管理を行えるよう検討していきます。	
324	生物多様性	2010年に名古屋で開催されたCOP10を踏まえて、「生物多様性地域戦略の作成」が求められている。練馬区においても「地域戦略」を作成し、現在残されているみどり・自然の生物多様性を保全するよう取り組んでほしい。	生物多様性については、練馬区環境基本計画の基本施策と位置付けています。生きものの生息環境としてのみどりや水を守り、育てていくために、生物多様性に関する普及啓発に取り組んでいます。	
325	生物多様性	「ひきがえる」「あまがえる」「トウキョウだるま」などのカエルが絶滅状態である。存続の有無の調査だけでなく、絶滅しないための対策がない。且つて道路で、梅雨どきにみられた「ひきがえる」の死体それもなくなっている。環境保全は生きものが住みやすくすることにあるのではないか。	特定の生物に特化した調査や対策を全区的に進める予定はありません。みどりの拠点づくりの長期プロジェクトや重要な樹林地の保全を通して、引き続き、練馬らしい生物相の回復や保全に努めていきます。	
326	エネルギー	自立分散型エネルギー社会の実現に向け、再生可能エネルギー導入計画を策定、エネルギーの地産地消をつくるべき。	自立分散型エネルギー社会の実現に向けた、再生可能エネルギー導入計画については、アクションプランの年度別計画で示していきます。	
327	エネルギー	自立分散型エネルギー社会は多くの区民が望んでいたことでもあり、避難拠点への太陽光発電設備と蓄電池の導入や緊急電源としてのEVの活用などしっかり実施すべき。	公共施設等総合管理計画に基づき、避難拠点である小中学校への太陽光発電設備と蓄電池の導入を進めます。また、災害時協力登録車制度を創設し、災害時におけるEVの活用に取り組んでいきます。	
328	エネルギー	区役所および区の施設に可能な限り太陽光発電などの再生可能な発電システムを導入していただきたい。	区立施設については、改築や大規模改修時に、可能な限り太陽光発電設備等の導入に取り組んでいます。	
329	エネルギー	先進自治体の教訓に学びながら再生可能エネルギー利用をすすめるべき。	再生可能エネルギーの利用については環境基本計画に基づき、太陽光発電の活用などの取組を進めていきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
330	エネルギー	地球温暖化防止の推進には、更に新規物件に対し、太陽光パネルの設置と緑地(一定面積)の確保を義務付けることが必要。既存物件は、公共施設は別として、若干の補助だけでは不十分である。	新規物件への太陽光発電設備設置を義務付けるのは困難と考えます。太陽光発電設備設置に対する補助は、設置費用の動向や他の設備との均衡等を考慮して設定しています。 緑地化については、300㎡以上での開発行為や建築をする場合、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、一定規模以上の緑化を義務づけています。	
331	エネルギー	再生エネルギーの利用促進について、設備費用を一部補助することとなっているが、個人住宅への蓄電池の導入は対象となっているのか。対象となっていないければ、将来的に対象とするよう検討していただきたい。省エネ型住宅等の普及の中で、壁や窓の断熱についても取り組んでほしい。	個人住宅への蓄電システム設置に対する補助はすでに行っています。また、壁や窓の断熱については、比較的簡易で、多くの区民が利用でき、かつ省エネ効果が期待できる窓の断熱に対して助成を行っています。	
332	エネルギー	区民の農地や区民農園にソーラーシェアリングの普及を図っていただきたい。	区内農地の大部分を占める生産緑地には、生産緑地法の規制により、太陽光パネルを設置しソーラーシェアリングをすることはできません。また、生産緑地以外の農地についても農地の転用にあたることや、固定資産税等の税および作付け等に影響があることからソーラーシェアリングの普及を図ることは検討していません。	
333	エネルギー	区として脱原子力電気宣言をすべき。	原子力発電を含めた、電源構成に関することは国の政策と考えています。	
334	空き家	ビジョンに「空き家の利活用」を盛り込むべき。	ビジョンでは、6つの施策を掲げ、施策の柱をけん引する「リーディングプロジェクト」や「主要な取組」をお示ししています。空き家の利活用については、平成29年2月に「練馬区空き家等対策計画」を策定していることから、引き続き、計画に基づき取組を推進します。	
335	環境	夏、どうしてももっと涼しくできるか、区政と区民がよく話し合い、「練馬区軽井沢計画(案)」などのプロジェクトを立ち上げ、他区の人が住みたくなるような区にしてほしい。プロジェクト等の検討をしてほしい。	区では、夏の暑さ対策のため、区民の皆様と、みどりのカーテンプロジェクトや、打ち水大作戦などに取り組んでいます。引き続き、区民と協働し、工夫をしながら、施策を実施していきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
336	ゴミ	区の将来を見据え「ごみ問題」も計画に含めてほしい。	練馬区一般廃棄物処理基本計画に基づき、区のごみ、リサイクルに関する施策への取組を進めています。	
337	タバコ	裏の家の人が正門近くで座りタバコをしている。煙い。	練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例により、歩行喫煙とたばこのポイ捨て行為を禁止し、喫煙マナーの向上および安全で快適な歩行空間の確保を図っています。引き続き、喫煙者のマナー向上に努めていきます。	
施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち				
338	心ゆたかに暮らせるまち	この柱は不要。基本的な施策をきちんと実施し「公」の責任を果たせばよい。	時代の岐路にあつて、練馬区を発展させていくには、経済活動、行政サービスに加えて、文化が重要になると考えています。みどりの風吹くなかで、優れた芸術活動を楽しめるまちをつくり、練馬ならではの都市文化を花開かせていきます。	
339	商店街振興	駅近くなのにおろしたシャッターが上がらず数年そのままの場所が何か所もあり、残念な思いがする。そういった場所を区でもっと力を入れて活用法を考えるべき。他の地域の成功例など参考にすべき。	商店街の空き店舗へ入居する方への家賃等の補助や、商店会が空き店舗をコミュニティスペース等に活用する際に支援を行っています。引き続き様々な事例を参考にしながら、魅力ある商店街や個店づくりに取り組んでいきます。	
340	世界都市農業サミット	農業を「都市」という切り口で捉え国際的に考える今回のサミットは、参加都市の関係者からも大いに期待されているのではないかと。	世界都市農業サミットの開催を通じて、国内外の都市農業の先進的な事例を学びながら、新しい取組につなげていくよう検討します。	
341	世界都市農業サミット	「世界都市農業サミット」の開催意義が今一つ理解できないが、都市に住んで歩いて行けるところに取れたての野菜を買える練馬の私たちは恵まれている。練馬の農家さんがこの先も続けていけるよう区も区民も支えていくことが重要と思う。	世界都市農業サミットは、都市農業の魅力と可能性を世界に発信するとともに、その魅力を共有し、相互に学び、さらに発展させていくことを目的に開催します。サミットの開催を通して、都市農業に携わる人や農のある都市で暮らす市民などの都市農業に対する誇りや意欲がさらに高まるよう取り組めます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
342	世界都市農業サミット	今年行われる「世界都市農業サミット」に注目している。その成果を練馬区の農業と農地の保全に活用していただきたい。「田園都市ねりま」が練馬区のブランドになることを期待している。	世界都市農業サミットは、都市農業の魅力と可能性を世界に発信するとともに、その魅力を共有し、相互に学び、さらに発展させていくことを目的に開催します。ランドデザイン構想で掲げた「生きた農と共存するまち」の実現を目指し、都市農業の振興・都市農地の保全施策に引き続き取り組みます。	
343	都市農業	練馬区に田舎のイメージが定着しているので、それを壊さず農地を生かすようにしてほしい。小学校での農作業体験、地元スーパーで購入できる野菜はとても良いと考える。	ランドデザイン構想で掲げた「生きた農と共存するまち」の実現を目指し、農地を活用した親子で参加できるイベントを実施する等、都市農業の振興・都市農地の保全施策に引き続き取り組みます。	
344	都市農業	いわゆる生産緑地の2022年問題の回避に向けた取組がなされており、このような取組は歓迎できる内容であり、実効性のある実施を期待している。	ランドデザイン構想で掲げた「生きた農と共存するまち」の実現を目指し、都市農業の振興・都市農地の保全施策に引き続き取り組みます。	
345	都市農業	農地の貸借が可能になり、今後いろいろなケースが想定される。農の風景として保全すべきもの、就農の場所とすべきもの、両方に対応できるよう考えてもらいたい。	平成30年度に実施した農地所有者に対する意向調査の結果も踏まえながら、様々な手法を用いて農地保全や農業経営の支援を推進していきます。	
346	都市農業	新たな農地保全制度を研究し、国・都と調整を進めます。とあるが、残された練馬の農を守るためにも大手マンション建設を規制する条例等を整備することを明記すべき。	大規模マンション等の建設については、周辺の居住環境に配慮され、良好な街並み形成に資するものとなるよう、すでにまちづくり条例を制定し、規制・指導等を行っています。農地の保全と宅地利用が調和したまちづくりの新たな仕組みの創設について研究していきます。	
347	都市農業	73万人の消費に耐える農業を目指し産業として育成する為に、農産物の一部を工場生産体制に切り替えるべき。若い農業従事者を中心に必要なプロジェクトチームを立ち上げ、研究してほしい。	大型ハウスやコンピューター制御のシステムを導入し、単一品目で高収入を得られる農業に取り組む若手農業者が増えていきます。また、区内若手農業者を中心に新しい栽培方法等を研究する会を立ち上げる等の活動もみられます。引き続き、意欲ある農業者を支援していきます。	
348	都市農業	「農業技術習得の機会の充実」は、農の学校の機能や提供するものを充実させるという考えか。	平成30年度に開設した農の学校上級コースの実施結果もふまえながら、より充実した講習となるよう検討を進めます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
349	都市農業	農と触れ合いたいので区民農園などをもっと増やしてほしい。	生産緑地の貸借制度等を活用し、区民農園の増設に取り組みます。	
350	都市農業	自分の店を開く際は、練馬産野菜を使いたいと考える。	練馬産農産物を使用した飲食店は、区の魅力の一つです。現在もマルシェ等で農業者と繋がり、練馬産農産物を使用する飲食店が増えています。また、区が発行する練馬産農産物ふれあいガイドや冊子「練馬果樹あるファーム」等で、農業者を紹介しています。	
351	都市農業	都市農業の理解を深めるためには子どもへの啓発が欠かせない。親子で参加できる学童農園みたいなものを整備してほしい。	子ども達の都市農業への理解を深めるため、区立小学校3年生全員へ練馬大根を題材とした冊子の配布し、授業で活用する等の取組を行っています。また、農の学校のふれあい・体験コース等、親子で参加できる事業を充実していきます。	
352	文化施設	レストラン、ミュージアムショップや、商店街に美術館帰りに寄れる飲食店が欲しい。	レストランやミュージアムショップ等の設置については、美術館再整備基本構想策定検討委員会の中で、検討しています。商店街や駅と連携し、美術館を核とした街並みの実現にも取り組んでいきます。	
353	文化施設	美術館、練馬薪能と矢継ぎ早に文化面の充実、ヨーロッパの都市を彷彿させる企画、将来が楽しみだ。	時代の岐路にあって、練馬区を発展させていくには、経済活動、行政サービスに加えて、文化が重要になると考えています。みどりの風吹くなかで、優れた芸術活動を楽しめるまちをつくり、練馬ならではの都市文化を花開かせていきます。	
354	文化施設	関町から見ると文化拠点も西武池袋線に片寄っているように見える。上石神井関町地域にも文化施設が欲しい。鉄道の立体化に伴う跡地利用計画の検討の際には、西武鉄道へ要望してほしい。	上石神井関町地域には、文化施設として、204席の関区民ホールを設置しています。区が文化施設を新たに整備することは困難ですが、西武新宿線の立体化に伴う車庫跡地の活用については、地元の皆様のご意見も踏まえながら、地域に貢献する計画とするよう、西武鉄道に働きかけていきます。	
355	アニメ	基本計画(素案)35ページ「おわりに新たな自治の創造への芽生え」に講師として協力している「アニメ産業と教育の連携事業」を掲載してほしい。	こちらに掲載している内容は、自主的に取り組まれている区民協働の事例を紹介しています。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
356	スポーツ施設	石神井でのバスケットチームを生かして区内で区民が気軽にバスケットができる施設を増やしてほしい。若い人が集まると10年、20年後助かる。	現在、各体育館や大泉運動場などでバスケットボールの利用が可能です。今後も区民ニーズや地域の資源を活かしたスポーツ振興に取り組みます。	
357	スポーツ施設	他区にない練馬ならではのスポーツが出来る種目に力を入れる。 ・練馬区にある自衛隊の活用 自衛隊の得意なスポーツ ・谷原にある土俵 すもう(早稲田大学とのコラボ) ・石神井公園東京海上体育館 プロバスケット うまくコラボしていくと、練馬区といえば〇〇スポーツとなるかとも思います。	今後もスポーツ団体やスポーツ施設など、地域の資源を活かしたスポーツ振興に取り組みます。	
358	スポーツ施設	基本計画に「スポーツ施設の整備を進め、多くの人に参加できるイベントを充実する。」と記されているが、この方向性に対する施策が記されていない。	基本計画は、グラウンドデザイン構想実現への道程を示したものです。具体的な取り組みについては、アクションプラン「戦略計画」「年度別取組計画」でお示しています。	
359	スポーツ施設	スポーツ活動、推進の起点である総合体育館整備計画が基本計画に記されていない。	総合体育館をはじめとするスポーツ施設の具体的な整備計画については、アクションプラン「戦略計画」「年度別取組計画」でお示しています。	
360	スポーツ施設	「…これらの施設では、練馬区体育協会や練馬区レクリエーション協会、総合型地域スポーツクラブなど…」と記載されていますが、新日本スポーツ連盟の記載がないのは同様にスポーツ振興、推進している団体に対する差別ではないでしょうか。	区のスポーツ振興は、多くの団体の活動により支えられています。ただし、全ての団体を列記することは困難です。	
361	スポーツ施設	都内有数の規模を誇ると記されているが、量について人口の対比でもそのようなことがいえるのでしょうか。また、質についても利便性のいい場所に設定されていないとか、施設そのものの使い勝手の善し悪し、桜台体育館の空調問題のような問題を考慮されているのでしょうか。また、テニスでは慢性的に抽選から外れるということ起こっています。	区内のスポーツ施設は、人口が同規模の区と比較しても充実しています。施設整備にあたっては、特定の地域に偏ることなく、また既存施設の活用も合わせ、スポーツ環境の整備、改善に努めていきたいと考えています。 なお、庭球場については、不適切な利用を防ぐため、これまでの利用方法を改善したところです。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
362	スポーツ施設	区民ニーズと記されているが、今まで声を上げた高野台運動場の廃止はしないでくださいという意見に対し、聞く耳を持たない区行政の姿勢が見て取れました、反省はないのでしょうか。	病院や福祉園を充実してほしいといった多くの区民要望を踏まえ、計画素案をお示し、説明会の開催などで多くの区民の意見を伺ってきました。区政モニターアンケートでは、高野台運動場用地における病院と福祉園の整備に91%の方が実施すべきと回答しています。 スポーツ施設については、現在も新設や機能向上に取り組んでいます。	
363	スポーツ施設	ユニバーサルスポーツフェスティバルの充実、大いに推進して欲しいと思います。障害者、健常者がともに競技出来る施設を増設して欲しいと思います。	ユニバーサルスポーツフェスティバルは、今年度、光が丘体育館に加え上石神井体育館でも開催しました。今後も地域体育館などへ取組を広げていきます。 現在、リニューアル工事中の大泉学園町体育館アリーナは、車椅子でも利用しやすい床に改修します。今後、光が丘体育館でも同様な改修に取り組めます。また、大泉さくら運動公園に新設する庭球場も障害者のご意見を取り入れながら、利用しやすい環境を整えます。	
364	スポーツ施設	区民とともに区政を進めていると記されていますが、私たちは、松の風テニスコートの建設、高野台運動場廃止問題、テニス登録の変更など、何の相談もないし意見も聴取されない不意打ちを経験しています、単にスローガンにしないでください。	区民の意見を伺うパブリックコメント、利用団体や地域の意見を伺う場の設置、利用者説明会、利用者アンケートなどを行いながら進めてきました。 引き続き、区民の意見を広く伺う機会を設けながら区政を進めてまいります。	
365	スポーツ施設	練馬区のスポーツ施設は都内でも充実している方である。「練馬総合運動場公園」の新設はたいへん誇らしく感じる。練馬区は障害者に対する配慮は進んでいる方であると思う。出来れば区立の武道館があれば良い。	総合体育館をはじめ、6か所の区立体育館に武道場を設置しているため、武道館を整備する計画はありませんが、今後も区民ニーズを踏まえたスポーツ施設の整備を進めます。	
366	オリパラ	今回初めてオープンハウスに来たが、色々な街を見られてよかった。東京オリンピック、パラリンピックもあるので、よかったら参加したい。	区では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、組織委員会や東京都からの要請を踏まえて大会運営に協力しています。 今後、区民の皆様にご協力をお願いする場合には、区報等を通じてご案内します。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
367	オリパラ	区では東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて何か行っているのか。アンチドーピング活動など薬剤師の立場として協力できることがある。	区では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて機運醸成に取り組むとともに、組織委員会や東京都からの要請を踏まえて大会運営について協力しています。 なお、東京2020大会におけるアンチドーピング対策については、組織委員会や日本アンチ・ドーピング機構等が実施するものと考えています。区に協力要請があれば、必要に応じて対応を検討します。	
368	図書館	現在中央館的機能を果たす光が丘図書館では、その役割を十分に果たす状況にはないため、練馬区の図書館の充実のためには、練馬区全体の図書館を把握して、まとめる中央図書館が必要。	光が丘図書館は、区立図書館全12館1分室の運営を統括する中央館的機能を果たしているため、中央図書館を新たに設置する考えはありません。	
369	男女共同参画	「SDGs」の男女比50:50を目指す世界が合意した目標の視点が入っていないのが残念。	SDGs、いわゆる国際社会における持続可能な開発目標については、区が積極的に取り組んでいるものが数多く含まれています。 男女共同参画の推進については、「男女共同参画計画」に基づき具体的な事業を実施していきます。	
施策の柱6 区民とともに区政を進める				
370	パワカレ	現在の状況では地域福祉を学んで卒業しても、自身や地域にも何も出来ず、何の役にもたつ事がない今回の改革で今後志ある多くの方々をやりがいのある、夢多きカレッジへと舵を取ってほしい。	地域福祉パワーアップカレッジねりまは、事業開始以来、10年間で約300人が学び、卒業生は様々な地域活動に取り組んでいます。この実績を踏まえ、地域活動に参加したいという区民の皆さまの背中を後押しできる新たなカレッジへとリニューアルします。 また、カレッジで学んだことを、地域に根差した自発的な活動として活かせるよう、卒業生と地域団体等とのマッチングに取り組みます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
371	パワカレ	「パワーアップカレッジねりま」が、新しい人材の発掘をするきっかけになり、既存のエコアドバイザーと活動を盛り上げていければと期待しています。	地域福祉パワーアップカレッジねりまは、事業開始以来、10年間で約300人が学び、卒業生は様々な地域活動に取り組んでいます。この実績を踏まえ、地域活動に参加したいという区民の皆さまの背中を後押しできる新たなカレッジへとリニューアルします。 また、カレッジで学んだことを、地域に根差した自発的な活動として活かせるよう、卒業生と地域団体等とのマッチングに取り組めます。	
372	パワカレ	パワカレのリニューアルの内容が、よく理解できない。今までの良さをそぐこと無いようお願いしたい。多方面の当事者から意見を聞く機会を設けて欲しい。	地域福祉パワーアップカレッジねりまは、事業開始以来、10年間で約300人が学び、卒業生は様々な地域活動に取り組んでいます。この実績を踏まえ、地域活動に参加したいという区民の皆さまの背中を後押しできる新たなカレッジへとリニューアルします。 具体的な見直しについては、区民の皆さまの様々なご意見を伺いながら進めていきます。 また、カレッジで学んだことを、地域に根差した自発的な活動として活かせるよう、卒業生と地域団体等とのマッチングに取り組めます。	
373	パワカレ	現行パワカレは従来計画を変更することなく、連続的に運営されるべき。移行時に区の都合で応募時と異なる条件を実行する際には、12期生の意思を尊重することが行政と区民との信頼関係維持のために必須である。	パワーアップカレッジねりまのリニューアルは、現行のカレッジの実績を踏まえて行うものです。福祉分野の取組は5分野の一つとして、新たなカレッジにおいても継続します。具体的な見直しについては、区民の皆さまの様々なご意見を伺いながら進めていきます。 なお、12期生の皆さまには既に、2年間の学びの場を提供することについては変更がない旨をご説明し、ご理解をいただいています。	
374	パワカレ	パワーアップカレッジの名前は是非残していただけるよう強く希望する。リニューアルパワカレの理念づくり、企画検討に参画したい。	名称を含めパワーアップカレッジの具体的な見直しについては区民の皆さまの様々なご意見を伺いながら進めていきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
375	パワカレ	区民協働活動へ積極的に参加していただけるよう、広報や支援を行っていただきたい。類似の事業と、内容が重複しないよう見直して、必要があれば統合・再構築してはどうか。	ボランティア活動など、地域の担い手となる意欲を持つ区民の方は数多くいらっしゃいます。パワーアップカレッジねりまで学んだことを、地域に根差した自発的な活動として活かせるよう支援に取り組みます。カレッジのリニューアルに際しては、区事業全体を見渡し、他の事業との整合を図っていきます。	
376	パワカレ	パワーアップカレッジねりまの「エコスタイル」とは何を学び、修了後の活動をどう描くのか	「エコスタイル」分野では、区と協働して省エネや創エネ、省資源、リサイクルの推進に取り組む際に必要な知識や技術を学ぶカリキュラムを検討しています。卒業生と環境に関わる団体等とのマッチングを支援し、地域に根ざした自発的な活動として活かすことを考えています。	
377	パワカレ	パワーアップカレッジのリニューアルについて、卒業生や同窓会代表を、検討会のメンバーやオブザーバーに加えてほしい。	具体的な見直しについては、区民の皆さまの様々なご意見を伺いながら進めていきます	
378	ねりまちレポーター	「ねりまちレポーター」は、スマホを使って区内の不具合を報告させるだけの低レベルなシステム。先駆的な「ちばレポ」のように、区民参加による社会づくりという壮大なシステムを志向すべき。	ねりレポは、生活者としての目線で、身近な不具合をご報告いただく仕組みであり、誰でも気軽に区政に参加していただくことが事業の趣旨です。身近な問題を通して、区民参加による社会づくりを目指しています。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
379	町会・自治会	「1 町会・自治会の活性化」は、「呼びかけ」や「活動のヒント集」の作成などできるはずがないほど深刻なテーマである。若者の町会加入促進策など差し迫った問題に取り組むべきだ。	区では、区内6か所にある区民事務所において、区へ転入してきた若者・ファミリー世帯などを中心に、町会・自治会への加入案内を行っています。 平成30年1月30日には、練馬区町会連合会、不動産業界と『練馬区における町会・自治会加入促進に関する協定』を締結し、不動産売買や賃貸の仲介時にも若者・ファミリー世帯を中心に町会・自治会への加入案内を行っています。 平成30年度には、多くの若者・ファミリー世帯が参加する練馬まつりや地区祭(27会場)において、加入促進キャンペーンを実施しました。 なお、「活動のヒント集」は、区内の各町会において、一定の成果を上げている実際の取組みを紹介するもので、若者・ファミリー世帯との接点を広げるための工夫も掲載しています。3月中には、全町会に配布する予定ですので、町会活動の中で、是非、実践していただけたらと存じます。	
380	区民協働	区だけでなく区民と力を合わせて住みよいまちにしてほしい。	グランドデザインに掲げた区民参加と協働を、「参加から協働へ」と深化させ、豊かで美しいまち練馬の未来を切り拓いてまいります。	
381	区民協働	これまで行政サービスとしてきた部門の見直しや民営化ないしは委託化は当然の帰結であり、職員の意識改革も必要である。 「参加から協働へ」と進化させていきますとの事だが、区と区民の双方にプラス面が多いと考える。	グランドデザインに掲げた区民参加と協働を、「参加から協働へ」と深化させ、豊かで美しいまち練馬の未来を切り拓いてまいります。	
382	区民協働	地域での区民協働について、活動の運用モデルなどを行政が示すことで、仕組みが作りやすくなるのではないか。	第2次ビジョンは、基本理念の一つとして「区民協働による住民自治」を掲げています。基本計画では、地域の課題をわが事と考え、自主的に取り組まれている区民協働の事例の一部を紹介しています。 この他、地域での活動を知る・学ぶ・体験できるイベント「練馬つながるフェスタ」や、「地域活動パネル展」の開催等を通じて、地域で展開されている様々な活動に触れる機会を創出しています。今後も継続して取り組み、地域での区民協働の事例を、区民の皆さまにわかりやすく示してまいります。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
383	区民協働	「協働」という概念には企業が軸になることが含まれる。自治体は住民の共同生活を支えるための専門組織として作り出されたのであるから、協働という概念ではなく、相互補完的な存在として、協力・共同という表現にすべき。	区民の皆さまや団体そして区が適切な役割分担の下で協働することにより、新たな自治を創造していくことが重要だと考えています。	
384	区民協働	「協働」の概念は使わず、住民の暮らしと自治の視点に立ち、施策、活用の仕方を区民とよく議論しながら考えること、協力と共同の関係を推進していくという、誰でも納得できる用語で説明すべき。	練馬区を育てていく主役は区民の皆さまです。区民一人ひとりが地域の課題をご自分たちの問題として考えること、そして、区民が区政のあらゆる場面に積極的に参加することが重要です。 これには、区民や団体と区が協働し、解決に向けてともに知恵を絞る「区民協働」の取組を更に増やすことが必要だと考えています。今後も、区民の皆さまにわかりやすくお示ししてまいります。	
385	区民協働	区内に多数ある社会教育活動(PTA、保育園の父母会、自主的な学習活動、町内会活動、憲法学習の活動等)を取り上げないのは歴史ある社会教育活動の軽視。まずこれらを紹介すべき。	紹介した事例はほんの一部であり、地域の現場では、様々な区民、団体による、地域の課題をわが事として考え、自発的に活動する動きが広がりつつあります。ご意見にあった、PTAなどの団体もこうした取組の一つと考えています。 すべての事例を紹介するのは困難ですが、こうした活動が、区内の至るところで活発に行われるよう、協働の取組を推進します。	
386	区民協働	区民協働を区政の柱に据えることは大変重要。区の広報で区民協働への参加を募るテーマがより多く知られれば新たに参加する区民も増えるのではないかと期待をもっている。	地域の現場では、地域の課題をわが事として考え、自発的に活動する動きが広がりつつあります。 区はこれまで、練馬の未来を語る会、ねりまちレポーターなどを実施し、協働の取組や区政への反映につなげてきました。今後、更なる取組を進め、区政を「参加から協働」へと深化させていきます。	
387	区民協働	区民との協働について、参加の輪が広がりにくい背景には、区民が自らコミットすることの意義や、それによって得られるものを実感できていないことがあると思う。この点を掘り下げて施策化し、区民参加のモチベーションを向上させなければならぬと考える。	地域の現場では、地域の課題をわが事として考え、自発的に活動する動きが広がりつつあります。加えて、地域活動に参加したいと思い、そのきっかけを探している方も数多くいます。そういった方々が、地域の活動につながっていくよう、パワーアップカレッジねりまや地域おこしプロジェクトなどの施策を展開していきます。	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
388	区民協働	<p>「地域住民、団体と区が共同しながら、地域が抱える様々な課題解決に向かい、住民自治を実現させる。」という、基本理念はとても素晴らしいと思います。</p> <p>相談業務を担うものとして、地域共生という考え方が現場のなかに芽生えつつあり、また、期待もされていることと思います。公的支援の「縦割りから丸ごとへの転換」についての考え方が、現場レベルで構築されていくのではなく、計画された取組みとなることを希望いたします。</p>	<p>多様な区民の生活様式や、すべての地域に共通した課題解決の方法はなく、社会・経済情勢の変化により、地域の状況は変わり続けます。練馬ならではの新たな自治の創造を実現するには、区民の皆さまと区と一緒に試行錯誤しながら、手探りで進めていくほかありません。</p> <p>このために、区民や団体そして区が地域の課題を共有し、解決に向けてともに知恵を絞る「区民協働」の取組を更に増やしていく必要があると考えています。</p>	
389	区民協働	<p>具体的な区民協働を全て区役所主導で行うのは難しいと思う。そのため、町会・自治会の活動を見直す必要があると感じる。安全や防災、子育て、みどり、廃棄物処理などに町会・自治会が関わる仕組みを作ってはどうか。そのための担当者はパワーアップカレッジの修了者とし、部門ごとに練馬区全体の横のつながりも作ってはどうか。</p>	<p>町会・自治会は、区政最大のパートナーであり、一人暮らし高齢者の見守りや防災など大きな力を発揮しています。しかし、加入者の減少や高齢化が進んでおり、組織の活性化が求められています。</p> <p>区では、新たに作成した加入促進パンフレットや23区初となる「これからの町会・自治会活動のヒント集」を活用して、加入促進や活動の担い手を応援し、多岐に渡る活動を安定的に継続できるよう支援します。</p> <p>パワーアップカレッジのリニューアルでは、カレッジで学んだことを、地域に根差した自発的な活動として活かせるよう、卒業生と地域団体等とのマッチングに取り組めます。</p>	
390	区民協働	<p>素案を具体的に実行するには区民の絶大な支持が必要。特に重要なのが「協働」。区民が、自発的に活動し、自由闊達にモノが言え、喜んで協働する環境が必要である。</p>	<p>練馬区を育てていく主役は区民の皆さまです。区民や団体と区が課題解決に向けてともに知恵を絞ることが必要です。このために、自由な発想から生まれた協働のアイデアを育む取組を充実し、「参加から協働へ」とさらなる進化を図り、練馬ならではの住民自治を創造していきます。</p>	

	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
391	区民協働	基本計画で「区民参加と協働」がとても重要だということが頭にありながら、基本姿勢で「参加と協働」から「参加から協働へ」と深化させるとしている。この変化をどういうふうに区の方では考えているのか明確にしてほしい。	練馬ならではの住民自治を実現させるには、まず区民の皆さまが区政のあらゆる場面で参加していただくことが重要です。そうした中、地域の現場では、地域の課題をわが事として考え、自発的に活動に「参加」していく動きが広がっています。これをさらに進め、課題解決に向けてともに知恵を絞る「区民協働」の取組へと発展させていく必要があります。「参加から協働へ」と更なる深化を図り、区民協働による住民自治の創造に取り組んでまいります。	
392	AI	北海道停電ではすべての行政でインターネット通信が停止になり、いざという時公務員が頼りになることを証明した。災害時に停電になればインターネットとAIは機能しない。安易なAI化を戒め、自治体職員の大切な役割を明記すべき。	区政を支えるのは“人”です。区は職員の育成と組織運営の改革に取り組んでいきます。あわせて、ICTの最新技術を活用しながら区民サービスの向上を図ります。	
その他				
393	意見反映	ビジョン、アクションプランは素案の段階から区民の意見を反映させてほしい。アンケートを行う際も、区民の意見を反映させてアンケート項目を作成してほしい。	素案に示す施策は、日頃から頂いている区民の皆さまの意見を踏まえて立案しております。また、素案の公表にあたっては、区政改革推進会議において報告し、公募区民を含む委員の方から意見を頂いております。今後も、区民の皆さまの意見を踏まえた施策の展開を図ってまいります。	
394	オープンハウス	区民への説明がオープンハウス形式により行われたが、参加者同士の疑問や意見を共有できる「教室型」の説明の場も必要。	従前より実施している教室型の説明会は、なかなか質問しづらいとの区民の方の声がありました。そこで、より丁寧な説明が可能であり、個別に職員に質問できるオープンハウス形式を採用しました。今後、頂いた意見に基づき、より良い説明会のあり方を検討してまいります。	

	意見 項目	意見の概要	区の考え方	対応 区分
395	オープンハウス	<p>区長がビジョンのオープンハウスに不在なのはおかしい。区長が参加する会議やイベントなどをもっと事前に周知した上で、区民との話し合いの機会も公表してほしい。</p> <p>このパブコメから採用した意見、採用しなかった意見に対してその理由を含めてどういった意見があったか、意見の全てを練馬区民に公表してほしい。</p>	<p>今回のオープンハウスは、素案の内容をより丁寧に区民の方に説明するため、実務を担当する区の職員によって実施しました。区長は、「区長とともに練馬の未来を語る会」など、様々な機会を通じて区民の皆さまから意見をお聞きしています。なお、素案に対して頂いた全ての意見について、概要と区の考えを公表いたします。</p>	
396	オープンハウス	<p>意見記載台は会場の端にでもらえる書きやすい。</p> <p>対応される職員の数が多いので、会場に入るのにためらってしまう感じがする。</p>	<p>今後、オープンハウスを開催する際は、会場レイアウトや職員配置等を含め、より適切な体制となるよう検討いたします。</p>	